

いじめ重大事態調査報告書

令和5年12月18日

門真市立学校いじめ防止対策審議会

目次

第1	本調査に至る経緯等と調査組織について.....	1
1	門真市教育委員会が本調査を決定した経緯.....	1
2	本審議会への諮問の内容.....	1
3	本審議会の構成と調査員の選任.....	1
第2	調査の基本方針・目的、調査事項、調査方法と調査の経過.....	2
1	調査の基本方針と目的.....	2
2	具体的な調査事項.....	3
3	調査方法の概要.....	3
4	本審議会の開催経過.....	3
5	聴き取り調査の経過.....	5
第3	本生徒の学校生活等に係る事実経過.....	6
1	はじめに.....	6
2	本生徒の中学1年時の事実経過.....	7
3	本生徒の中学2年時の事実経過.....	11
4	本生徒の中学3年時の事実経過.....	13
第4	いじめ事実の認定といじめ該当性の評価.....	26
1	はじめに.....	26
2	中学1年時のいじめ.....	27
3	中学2年時のいじめ.....	28
4	中学3年時のいじめ.....	28
5	中学3年時のインスタグラム質問箱によるいじめ.....	30
6	中学3年時のLINEでの陰口によるいじめ.....	32
第5	本事案の背景と原因、本生徒と関係生徒らの関係性について.....	43
1	中学1年時の本生徒の状況とその背景.....	43
2	中学2年時の本生徒の状況とその原因・背景.....	45
3	中学3年時の本生徒の状況（LINEグループ内での陰口・誹謗中傷やインスタグラム質問箱での本生徒への暴言等の発生）とその原因・背景.....	47

第6	自死に至る本生徒の心理状況等について	55
1	1年時のいじめが本生徒に与えた影響.....	55
2	2年時のいじめが本生徒に与えた影響.....	57
3	3年時のいじめが本生徒に与えた影響.....	59
4	まとめ.....	64
第7	学校の対応の問題点	65
1	法に従った「いじめの認知」及び「組織的ないじめ対応」が全く行われていない.....	65
2	いじめアンケートに対する対応の問題点.....	69
3	法が求める「いじめ対策委員会」が一度も開催されていない.....	70
4	なぜ、繰り返し行われたいじめ被害の申告に対して、「いじめ認知」が行われず、「組織的ないじめ対応」が行われなかったのか？.....	71
5	本生徒に対する「支援の視点」「被害者支援の視点」の著しい欠如.....	73
6	生徒指導体制についての問題点.....	74
7	特別支援教育と生徒指導との連携体制の問題点.....	75
8	リスクの高いいじめ事案に対する対応の問題点.....	77
第8	再発防止に向けての提言	79
1	法が定める「いじめの認知」と「組織的ないじめ対応」の必要性に関する意識の徹底とその体制整備.....	79
2	いじめの定期アンケートの効果的な活用.....	82
3	生徒指導体制におけるチーム支援体制の確立.....	83
4	特別支援教育と生徒指導の効果的な連携体制の構築.....	84
5	ハイリスクのいじめ事案の防止と対応方法についての教職員研修の実施.....	84
6	SC、SSW、スクールロイヤー等の専門職をより早期に活用できる体制の整備と積極的な活用.....	85
7	サポートチーム等の外部専門家のチーム支援を受けられる体制の整備.....	86
8	自殺リスクを示す症状・シグナルの理解と児童精神科医等の専門家に早期に相談できる体制の整備.....	86
9	生徒向けの人権教育、いじめの予防教育の充実.....	87

第1 本調査に至る経緯等と調査組織について

1 門真市教育委員会が本調査を決定した経緯

令和4年2月17日に門真市立中学校（以下「本中学校」という。）の3年生男子生徒（以下「本生徒」という。）が自宅において■する事案（以下「本事案」という。）が発生した。

学校による調査及び本生徒の保護者からの情報提供により、本生徒に関するいじめの疑いが生じたことから、門真市教育委員会（以下「本教育委員会」という）は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」（いじめ防止対策推進法第28条1項1号）に該当すると判断し、門真市いじめ防止基本方針（第2、3、（3））に基づき、門真市立学校いじめ防止対策審議会（以下「本審議会」という。）による調査を実施することとなった。

2 本審議会への諮問の内容

本教育委員会が令和4年4月22日に本審議会に対して行った諮問の内容は、以下のとおりである。

- （1）生徒が自死するに至るまでに、学校及び学校外において、当該生徒にいじめ等何が起こったのかを明らかにすること。
- （2）生徒が自死するに至るまでの関係者の対応状況を明らかにするとともに、その対応が適切であったか考察すること。
- （3）調査審議によって明らかになった事実及び考察から、再発防止に関する提言を行うこと

3 本審議会の構成と調査員の選任

本審議会は、いじめ防止対策推進法の第14条第3項に基づき、いじめ防止対策の推進及び同法第28条第1項の重大事態の調査審議を行うために、門真市附属機関に関する条例第1条により設置された審議会であり、下記（1）記載のとおり、5名の委員によって構成されている。

更に、本審議会による調査業務を補助する専門家として、本審議会の要請を受けて、本教育委員会によって、下記（2）記載の4名の調査員が委嘱・選任された。

(1) 本審議会委員

役職	名前	役職等
会長	峯本 耕治	弁護士
副会長	竹内 和雄	兵庫県立大学教授
委員	足立 賢介	弁護士
委員	阿部 彩	臨床心理士
委員	佐々木 千里	社会福祉士

(2) 調査員

	名前	役職等
調査員	中村 善彦	弁護士
調査員	勝井 映子	弁護士
調査員	黒田 一恵	臨床心理士
調査員	坂根 匡宣	社会福祉士

第2 調査の基本方針・目的、調査事項、調査方法と調査の経過

1 調査の基本方針と目的

本審議会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するいじめ重大事態に関する調査を行うものであり、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定平成29年3月14日改訂・以下「いじめ防止基本方針」という）並びにいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省・平成29年3月）等に従い、第三者性・専門性を重視し、中立公平に調査を進めることを基本方針とする。

本調査は、法第28条第1項の定めるいじめ重大事態の調査であり、もとより、民事・刑事等の責任追及等や法的な因果関係の認定等を目的とするものではないが、本事案については、中学校卒業の直前に自死するに至った事案であることから、いじめ事実の調査・認定に加え、中学校生活において本生徒をめぐってどのような事実があったか、いじめの背景・原因となった友人関係はどのようなものであったか、そのような事実・背景・原因・友人関係の中で、本生徒の自死に至るまでの心理状況等がどのようなものであったか等について、可能な限り調査・検討を行い、それらを踏まえた上で、学校の対応の問題点を明らかにして、最終的に再発防止の提言を行うことを目的とした。

2 具体的な調査事項

本調査においては、前記の諮問及び基本方針等に基づき、具体的には以下の事項を対象として調査を実施した。

- (1) 本生徒の学校生活等にかかる事実経過
- (2) いじめが疑われる事実の調査・認定といじめ該当性の評価
- (3) 本事案の背景と原因、本生徒と関係生徒らの関係性
- (4) 自死に至る本生徒の心理状況等（いじめ等と自死との関係）
- (5) 学校の対応の問題点
- (6) 再発防止に向けての提言

3 調査方法の概要

本調査においては、

- (1) 本審議会への諮問以前に、本中学校及び本教育委員会が実施した調査の過程で収集又は作成された本事案及び本生徒に関する記録、報告書、その他の資料の検証・検討
- (2) 本生徒の保護者からの聴き取り調査
- (3) 関係生徒からの聴き取り調査
- (4) 関係教員からの聴き取り調査

等に基づき、本審議会委員及び調査員による慎重な審議・検討を経て、前記2記載の各事項についての結論を導き、本調査報告書の作成に至った。

4 本審議会の開催経過

本審議会において本事案に係る調査のために行った協議及び聴取等の活動経過は以下のとおりである。

回	開催日	概要
第1回	令和4年4月22日(金)	・会長、副会長の選任 ・事務局から事案概要説明 ・教育長から審議会への諮問 ・審議会から、調査員組織の要請
第2回	令和4年5月27日(金)	・事務局から審議会資料に基づいた事案の詳細説明
第3回	令和4年6月29日(水)	・いじめ重大事態調査員の紹介 ・事務局から審議会資料に基づいた事案の詳細説明
第4回	令和4年7月27日(水)	・審議会資料(追加分)の説明 ・本生徒に関する記録の洗い出し ・今後の調査方針の検討

第5回	令和4年8月31日(水)	・本生徒の保護者、代理人弁護士からの意見陳述
第6回	令和4年9月12日(月)	・聴き取り調査(生徒・教員)の実施について検討
第7回	令和4年10月18日(火)	・調査員から、これまでの調査内容の報告 ・追加聴き取り調査(生徒)の対象者等の検討
第8回	令和4年11月22日(火)	・調査員による追加聴き取り調査(生徒)の途中経過報告 ・追加聴き取り調査(教員)の対象者等の検討
第9回	令和4年12月19日(月)	・事務局から追加資料の説明 ・調査員から追加聴き取り調査(生徒)の報告 ・聴き取り対象者への相談窓口周知の検討
第10回	令和5年1月17日(火)	・調査員から追加聴き取り調査(教員)の途中経過報告 ・事務局から審議会資料(追加分)の説明
第11回	令和5年2月13日(月)	・事務局から追加聴き取り調査の進捗状況説明 ・調査員から調査内容の報告 ・本生徒の保護者への中間報告の検討
第12回	令和5年3月16日(木)	・審議会から本生徒の保護者への調査状況の中間報告 ・審議会から本生徒の保護者への聴き取り
第13回	令和5年4月20日(木)	・調査員から調査内容の報告
第14回	令和5年5月23日(火)	・調査員から調査内容と報告書案の提案 ・報告書案の検討
第15回	令和5年6月22日(木)	・調査員から報告書案の説明 ・報告書案の検討
第16回	令和5年7月28日(金)	・調査員から報告書案の説明 ・報告書案の検討
第17回	令和5年8月21日(月)	・調査員から報告書案の説明 ・報告書案の検討
第18回	令和5年9月29日(金)	・報告書案の検討
第19回	令和5年10月27日(金)	・本生徒の保護者、代理人弁護士への調査報告書案の説明と意見聴取
第20回	令和5年11月29日(水)	・調査報告書(答申内容)の決定

5 聴き取り調査の経過

上記のとおり、第5回審議会において、本生徒の保護者から、本調査における調査事項及び聴取対象者に関する意向・要望を聴取した。また、保護者の代理人弁護士より、聴取対象者及び聴取事項に関する要望書等が提出された。

保護者からの要望等を受けて、本審議会は、関係生徒39名および関係教職員19名の聴き取り調査を実施することを決定し、聴取対象とした関係生徒39名の保護者に対して聴取の要請書を送付したが、うち12名からは回答がなく、また、9名から調査には応じられない旨の回答があり、最終的に聴き取りを実施できた関係生徒は18名である。関係教職員については、聴取を決定した19名全員についての聴取を実施した。

関係生徒及び関係教職員からの聴き取り調査の経過は次のとおりである。

関係生徒への聴き取り調査

日付	生徒
11月13日	E
11月13日	i
11月17日	g
11月20日	q
11月20日	0
11月20日	T
11月20日	U
11月20日	V
11月27日	e
11月27日	W
11月27日	G
11月27日	K
11月28日	M
12月4日	N
12月4日	H
12月18日	r
12月18日	f
1月15日	P

関係教職員への聴き取り調査実施状況

日付	教員
1月15日	英語担当教諭
1月15日	1年時 [] 部顧問 A
1月15日	生徒指導主事
1月15日	1年時こども支援コーディネーター
1月15日	担任教諭
1月15日	校長
1月15日	1年時市教委生徒指導担当
1月23日	1年時担任教諭
1月23日	1年時 [] 部顧問
1月28日	副担任講師
1月28日	教頭
1月28日	学年主任
1月28日	養護教諭
1月28日	2年時教頭
1月28日	こども支援コーディネーター
1月28日	1年時 [] 部顧問 B
1月30日	2年時担任教諭
1月30日	1年時校長
1月30日	市教委生徒指導担当

第3 本生徒の学校生活等に係る事実経過

1 はじめに

本項においては、教育委員会が収集した資料、本生徒の保護者より提供された生徒間のSNSでの書き込み等の資料のほか、調査員による生徒・教員の聴取内容に基づいて、認定可能な客観的な事実を整理した。

また、生徒間のSNSでのやり取りについては、「資料1 SNSでのやりとり」において整理した。但し、本生徒のLINE等のデータは令和4年1月6日までの分しか入手できておらず、それ以降の本生徒と他の生徒とのSNS上のやりとりは不明である。

なお、複数の生徒により本生徒についての書き込みがなされていたものには、[] と [] という2つのLINEグループがあり、その構成メンバーは下記のとおりである。

記

- ・ [REDACTED] A B C D
- ・ [REDACTED] D J K L M N O P Q R S T

2 本生徒の中学1年時の事実経過

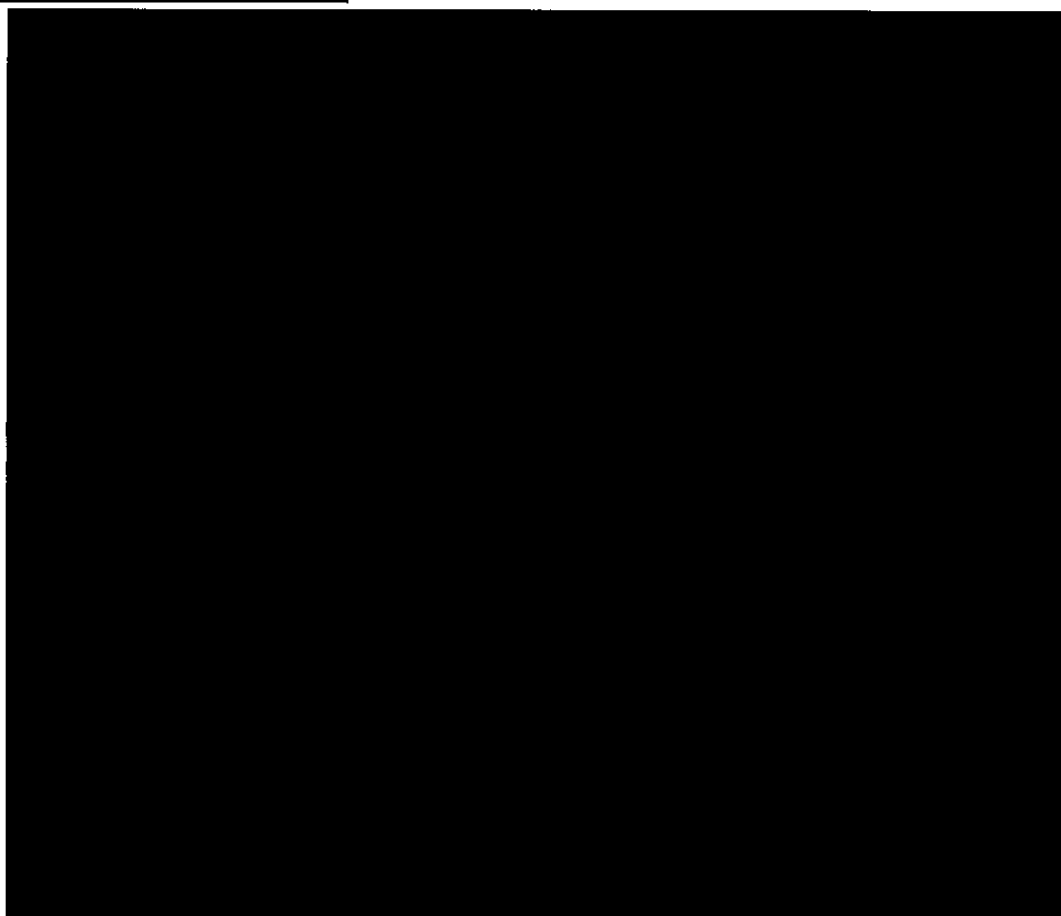
(1) クラス編成

本生徒は、[REDACTED]組に在籍した。

[REDACTED]のLINEグループのメンバーのうち、Cが同じクラスであった。

また、[REDACTED]のLINEグループのメンバーのうち、K、Q、R、Tが同じクラスであった。

[REDACTED]



(3) 生徒間の関係

- ① 令和元年4月ころ、本生徒の接し方に苛立っていたHが本生徒をビシタしたところ、本生徒がHの顔面を殴りつけた。



- ③ 令和元年10月ころ、1年生の生徒88名が登録されているLINEグループにおいて、本生徒が「雨の匂い臭ない？笑」と書き込んだ

ことに對し、A、B、C、D、Eが本生徒をターゲットにして「お前の方が臭い」などと集中的に書き込んだことがあった。その後、本生徒は半年ほど、自身の体臭を非常に気にするようになった。

④ 本生徒とGがLINEでケンカをしたところ、Gが当該LINEのやり取りを動画にして拡散し、本生徒を笑いものにした。

⑤ Hが「本生徒死ね」と連呼する動画をIが作成し、A、K、S、Uらに拡散した。

なお、Hは、動画を作成した動機について、本生徒が他人の家の壁にボールをぶつけて遊んでいた際、その家の人に怒られたが、自分ではないというようなことを言ったことに腹を立てたためであると説明した。

⑥ 令和2年1月8日、本生徒の保護者（母）が上記③、④、⑤について本中学校に相談したことを端緒として、本中学校は、関係する生徒やその保護者と面接や電話連絡をしたり、保護者どうしの面談の機会を設けたりした。その際、本生徒の保護者（母）とAの母は、本生徒とAが今後はあまり関わりを持たないようにしようと確認するなどした。

また、校内でLINEをめぐるトラブルが複数回生じたことから、学年集会や学年通信、生徒指導部の配布物を通じて、本中学校より生徒及び保護者に対してスマートフォンやLINEの使用について注意喚起した。

なお、以上について、本中学校はいじめとして認知していなかった。

⑦ 令和元年11月ころ、本生徒の保護者（母）より学校に対し、Cが「本生徒の家を通った時、くさかった」と言ったことがあり、本生徒が切れてしまわないか不安であるという相談がなされた。

⑧ 本生徒は昼休みに他の生徒と一緒にサッカーをすることがあったが、本生徒とHは他の生徒からボールの片づけを押しつけられていた。また、本生徒はHに片づけを押し付けようとしている様子がみられた。

⑨ 本生徒は、勉強が得意ではなく、授業中に居眠りをして、教員から注意されることがしばしばあった。

(4) クラブについて

① 本生徒は[]部に入部した。小学校の卒業文集にも将来の夢は[]選手になることと書いており、望んで[]部に入部したものと思われる。

他方、[]部には、Eなど本生徒と同じ小学校から本中学校に進学した生徒が多く、本生徒と小学校のころにトラブルにな

った生徒もいたことから、クラブ内で本生徒と距離をおく生徒もいた。
なお、[]部は練習の厳しさに加え、顧問による指導が厳しかったこと等から、本生徒の学年においても、入部した生徒のうち約3分の1が途中で退部した。

- ② 令和元年11月5日、本生徒の保護者（母）が来校し、[]部のことで相談がなされた。

その内容は、本生徒がEともめており、いろいろ言われる、笑わなくなった、数名の部員で飲食店に行った際に撮った写真がEのLINEのタイムラインにアップロードされていたが、本生徒の顔にだけスタンプが重ねられており、顔が見えないようにされていたというものであった。学校より本生徒の保護者（母）に対し、本生徒とEより聞き取りをする、Eに写真を消させるなどの対策を提案した。

- ③ 3学期の始業式の日には本生徒の保護者（母）から本中学校に連絡があり、[]部内でのいじめがあるとの相談があった。

その内容は、「[]部員たちが部活後に遊んだりする時に、理由もわからないまま本生徒だけが仲間に入れてもらえず、また、本生徒が誘っても『今日は行けない』と言いながら他の部員とは遊んでいるなど、本生徒が他の部員から疎外されて、孤立している。」等というものであった。

このいじめの相談について、本中学校は「いじめの認知」をしなかった。

- ④ 令和2年2月17日、本生徒は退部届を提出し、[]部を退部した。

退部届は保護者（母）が書いたものであり、退部の理由として「陰湿ないじめを受けたため」と書かれていたと思われる。

本生徒が退部届を提出した際に、1年時[]部顧問らは、本生徒を引き止めたり、本生徒が退部するか再度検討する期間を設けたりすることはなかった。

1年時[]部顧問Bは本生徒から退部届の提出を受けた後、本生徒の保護者（母）に電話を入れた。その電話において、本生徒の保護者（母）は、1年時[]部顧問Bに対して、「本生徒が他の部員から疎外され、孤立していることを伝えているのに、なぜ、何も対応してくれなかったのか」旨等の抗議を行ない、これに対し、1年時[]顧問Bは「部活内、部活中の事では対応しますが、部活外での事は対応できない」旨等の返答を行った。

なお、1年時[]部顧問らは、本生徒が退部した理由について、「自分がやりたいことができなかったこと」や「対人関係のトラブル」が原因であると認識していた旨を述べている。

- ⑤ 本生徒が[]を退部した後、本生徒の1年生時の保健体育の教員であり、1年時[]部顧問が本生徒を[]部に誘い、本生徒は[]部に仮入部し、何度か練習に参加した。ところが、本生徒が2年生に進級した際、1年時[]部顧問が転勤となり、[]部に経験のある顧問を配置できなくなった上、2年生の男子部員が3名しかいなかったため、1年生の入部が少ないと、3年生の引退後のチーム編成が難しい状況となった。そのため、1年生の入部を停止し、[]部は廃部することになった。そこで、副担任講師より本生徒と保護者（母）に対し、[]部をしたいのであれば、試合に出ることはできないが、[]部の練習に参加することは可能であると伝えたが、本生徒は本入部しなかった。

その後、本生徒は、令和2年6月ころ、[]部に入部したいという意向を示した。しかし、2年時担任教諭は、本生徒が[]部に本入部しなかったのは、[]部の事情ではなく、本生徒の事情であると捉えており、[]部に転部するためには、[]部の顧問に入部しない事情、[]部の顧問に入部を希望する事情をそれぞれ説明するなどの段取りが必要であり、急なクラブ変更は難しいという認識であった。そこで、2年時担任教諭は保護者（母）に対し、「転部することはできない」旨の説明を行い、本生徒は[]部に入部できなかった。

なお、本生徒は、学校外の[]クラブに入った。

(5) いじめアンケートについて

本中学校では、全校生徒に対し、学期ごとにいじめアンケートが実施されている。本生徒のいじめアンケートの回答状況は以下のとおりである。

① 1学期

「人からいやなことを言われる」「人からいやなことをされたり、させられたりする」というアンケートに「とてもあてはまる」と回答した。

② 2学期

「自分の気持ちや悩みを話せるともだちがいる」というアンケートについて、1学期は「いる」と回答していたが、2学期は「いない」と

回答しており、回答内容に変化が見られた。

③ 3学期

「人からいやなことをされたり、させられたりする」というアンケートに「少しあてはまる」と回答しており、その具体的な内容は「ラインなどで、いやな事を言われる時があるし、クラブでも」というものであった。

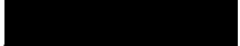
④ 学校の対応

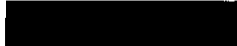
上記のアンケートの記載について、本生徒に対する個別の聴き取りは行われていた可能性はあるが、その具体的な記録はなく、詳細は明らかではない。いずれにしても、このアンケートの記載に基づく、本中学校による「いじめの認知」及び「組織的ないじめ対応」は行われていない。

3 本生徒の中学2年時の事実経過

(1) クラス編成

本生徒は、組に在籍した。

のLINEグループのメンバーのうち、Bが同じクラスであった。

また、のLINEグループのメンバーのうちQ、Rが同じクラスであった。

(3) 生徒間の関係等

① 保護者（母）によると、本生徒は、中学2年生の時は、小さいトラブルはあったが、本人同士で解決できており、精神的に安定していた

と思うとのことである。

また、同級生と食事に行くなどの交流もあったようである。

- ② 令和2年10月19日、[REDACTED] のLINEグループにおいて、ある生徒が嫌われていることが話題になった際、Aが「本生徒も負けず劣らずやけどな」、Bが「俺は今本生徒に付きまとわれている」という書き込みをした（資料1の別紙1）。

(5) 本生徒の様子

本生徒は、中学2年生の後半のころより、太ることに強い嫌悪感を感じ、全く太っていないにもかかわらず、太ることを非常に気にするようになった。

また、本生徒は、「髪の毛が少なくなっている」「めっちゃ抜ける」などと言って、髪の毛の量を気にするようになった。本生徒が余りにも髪の毛の量を気にするため、保護者（母）が本生徒が使用可能な育毛剤を買い与えたことがあった。

(6) いじめアンケートについて

① 1学期

「自分の気持ちや悩みを話せるともだちがいる」というアンケートには「いない」、「学校に行きたくない時がある」というアンケートには「とてもあてはまる」、「人からいやなことをいわれる」というアンケートには「すこしあてはまる」と回答した。

② 2学期

「学校に行きたくない時がある」「人からいやなことを言われる」「人からいやなことをされたり、させられたりする」というアンケートに「すこしあてはまる」と回答した。

③ 3学期

「人から嫌なことを言われる」「人から嫌なことをされたり、させられたりする」というアンケートに「すこしあてはまる」と回答した。

④ 学校の対応

2年時担任教諭からの聴き取りによると、アンケートで「1や2」がついている場合は、生徒から個別に聴き取りを行い、本生徒について

も、1学期に「学校にいきたくない」に「1」がついていたので、本生徒に確認したら、「1をチェックしたのは間違いだった」と述べた、とのことであった。


2学期、3学期のアンケートにおいても、本生徒の記載に対して個別の聴き取りが行われた可能性はあるが、その聴き取りの記録等はなく、その詳細は明らかではない。


いずれにしても、この一連のアンケートの記載に基づいて、本中学校による「いじめの認知」及び「組織的ないじめ対応」は行われていない。

4 本生徒の中学3年時の事実経過


(1) クラス編成

本生徒は、組に在籍した。

 LINEグループのメンバーのうち、Dが同じクラスであった。

また、 LINEグループのメンバーのうち、D、J、K、L、M、N、O、P、Q、Rが同じクラスであった。

(3) 生徒間の関係等

- ① 令和3年7月以降、頻繁に、 というLINEグループにおいて、本生徒についてのいじめに該当する書き込みがなされるようになった。書き込まれた内容の詳細は資料1の別紙2～11、21、25、34のとおりである。

なお、上記LINEグループにこうした書き込みがなされていたことを本中学校及び本生徒の保護者が知ったのは、本生徒が自死した後のことである。

- ② 令和3年8月26日、本生徒は、A、C、F、qと共にGのマンションに侵入しようとするなどして、Gの母より注意を受けた。

その後も、AがGの自宅玄関からふざけて入ってくるということがあり、Gの母が本中学校に対し、生徒への指導を要請した。

なお、この事案について、本中学校は、本生徒らによるGに対するいじめとして認知した。

- ③ 令和3年8月31日、 グループLINEにおいて、C

が本生徒の容姿をからかう書き込みをした（資料1の別紙4）

- ④ 本生徒、A、C、F、G、J、K、qらは、下校時に鬼ごっこをすることがあったが、本生徒が鬼になった際、他の生徒らが示し合わせて、帰宅したり、誰かの家に集まったりするなどして、そのことを知らない本生徒が置き去りにされたということがあった。

また、鬼ごっこに関わった生徒への聴き取りによると、通常はジャンケンをして鬼を決めるが、ジャンケンをせずに本生徒が鬼をさせられることもあったようである（資料1の別紙23）。

このように鬼ごっこのふりをして本生徒を置き去りにすることが始まった時期は不明であるが、令和3年9月14日（資料1の別紙6）、同年10月5日（資料1の別紙11）、同年12月4日（資料1の別紙20）、同年12月9日（資料1の別紙22）、同年12月15日（資料1の別紙23）のLINEの書き込みにより、Aらが本生徒を置き去りにして遊んでいる様子が明らかにうかがわれる。

このように鬼ごっこの際に本生徒が置き去りにされたことが複数回あり、特に令和3年12月には頻繁に行われていたようである。

なお、鬼ごっこをしている生徒がAの自宅に逃げ込むことがあったが、本生徒が同じようにAの自宅の玄関を開けた際に、Aが本生徒に激しく怒ったことがあった。

- ⑤ 上記④に記載のとおり、Aらは鬼ごっこのふりをして本生徒を置き去りにしたことがあったが、令和3年9月14日の [REDACTED] グループLINEにおいて、Aは、本生徒を置き去りにしたことに触れた上で、「明日もイジメよな」「明日もまくぞてめえら」と書き込み、Cが「あたりまえでくさ」と応じた（資料1の別紙6）。

- ⑥ 令和3年10月5日、本生徒は、A、C、Fにからかわれて、カバンを置いたまま追いかけて行ったということがあった。

地域住民より本中学校に「カバンが放置されている」との連絡があり、対応した教員が本生徒の携帯電話に架電したところ、本生徒が応答したため、本生徒が学校に携帯電話を携帯していることが判明した。

また、このことを端緒として、Aが本生徒を責めたということがあった（資料1の別紙12）。

この事案は、学校において、携帯電話を学校に持ってきていた本生徒の問題行動としてのみ把握され、本生徒に対するいじめとしては認知されなかった。なお、携帯電話を持ってきている生徒は、実際には、他にも相当数存在したものと思われる。

- ⑦ 令和3年10月7日、本生徒、E、F、U及びWがトイレに入ったG

を担いで膝くらいの高さから地面に落としたということがあった。これによりGは左足首をひねった。

なお、本生徒らは、同様のことをお互いに行っていたようであり、Gだけが本行為の対象となったわけではないが、本中学校においては、Gに対するいじめとして認知された。

- ⑧ 令和3年10月16日、本生徒は、G、Vと共に、バイク窃盗の件で警察に呼び出された。なお、本生徒の保護者（母）によると、実際には本生徒とGはバイク窃盗には関与しておらず、Vのバイク窃盗を知った本生徒とGがVに注意しバイクを元の場所に戻そうとしていたところを先輩に見られたとのことである。

このことについて [redacted] グループLINEにおいて話題になったが、Cが「てか普通にやばいやん」「あいつら少年院やん」、Dが「本生徒おらんくなるぞー！！」などと書き込んだ（資料1の別紙13）。また、Bは「やばくねやってる事」「あいつら2人イキってるやん」などとの書き込みを行った（資料1の別紙13）。

- ⑨ 令和3年10月17日、本生徒のInstagramの質問箱（BoxFresh）に「ワクチン二回目でS iね」というように死を連想する書き込みがされた（資料1の別紙14①）。

また、同年11月2日には「しんでみてーや」と書き込まれた（資料1の別紙14⑤）。

このように、令和3年10月から11月頃にかけては、複数回にわたり、本生徒のInstagramの質問箱において、こうした本生徒を侮辱するような書き込みがなされた。

なお、こうした書き込みがなされていることが記録上明らかなのは令和3年10月以降であるが、[redacted] のLINEグループにおいて、令和3年9月1日に「本生徒が質問箱でめっちゃ言われている」という書き込みがなされている（資料1の別紙5）。このことからInstagramの質問箱における本生徒に対する攻撃的な書き込みは10月以前よりなされていた可能性が高い。

なお、本生徒のInstagramの質問箱にこうした書き込みがなされていたことを本中学校及び保護者が知ったのは本生徒が自死した後のことである。

- ⑩ 令和3年11月6日、本生徒がG宅を訪れ、階段の踊り場から屋根にまわり、G宅の窓を開けたため、Gの母が警察に相談するという出来事があった。本生徒の保護者（母）によると、本生徒のこの行動は他の生徒から煽られて行った行動とのことであるが、学校はこのことを本生徒

の問題行動としてのみ把握している。

- ⑪ 令和3年11月ころより、[redacted] というLINEグループにおいて、本生徒についての書き込みがなされるようになった。

書き込まれた内容の詳細は資料1の別紙16～20、27～29、30-2、31、32、35～40のとおりである

なお、上記LINEグループにこうした書き込みがなされていたことを本中学校及び保護者が知ったのは本生徒が自死した後のことである。

- ⑫ 令和3年11月21日、本生徒のInstagramの質問箱に「なんで4ないの?」「はよしいねえ」「しいねえよお」(資料1の別紙14⑧)、「Sine」「Uzai」(資料1の別紙14⑨)というように死を連想させる書き込みがされた。

なお、[redacted] グループLINEにおいて、Jは別紙14⑧の書き込みをしたのが自身であることを認める旨の書き込みをした(資料1の別紙17)。

- ⑬ 令和3年11月21日、[redacted] グループLINEにおいて、Jが本生徒のInstagramの質問箱(資料1の別紙14⑧)のスクリーンショットをアップロードし、同グループLINEの登録者が上記質問箱の内容を見ることができる状態にした(資料1の別紙17)。

また、Jは本生徒について「みんな無視で」と書き込み、Lは「当たり前やん」「いつも無視しとる」と応じた(資料1の別紙17)。

- ⑭ 本生徒は、当初は同じクラスの生徒らと一緒にいたが、授業間休みなどにクラスにおらず、クラスが違うGやWと一緒にいることが多くなった。

また、3年生の2学期は本生徒が以前に比べて暗く、クラスから孤立している様子がみられた。そのことは教員間でも共有されていた。しかし、本生徒の孤立は同人の非行が原因との見方をされていた。

- ⑮ Aが本生徒に対し、SNS上で「こちらこそありがとう!これからはV君とお国のルールを破りながら汗水たらして少しの給料でクズ共とつるんで人生を台無しにしつつ誰にも見守られず死んで下さい!」というメッセージを送った(資料1の別紙24)。

また、Aは、令和3年12月16日、資料1の別紙24のやり取りのスクリーンショットを [redacted] グループLINEにアップロードし、同グループLINEの登録者が閲覧できる状態にした(資料1の別紙25)。

Aの本生徒への上記メッセージの送信時期については、令和3年12月17日以前であることは資料上明らかではあるが、送信日時の詳細は

不明である。

なお、本生徒とAとの間で上記のやり取りがなされていたことを本中学校及び本生徒の保護者が知り、本中学校がいじめとして認知したのは本生徒が自死した後のことである。

- ⑯ 上記③に記載のとおり、[REDACTED] グループLINEの書き込みによると、令和3年12月4日（資料1の別紙20）、同月9日（資料1の別紙22）、同月15日（資料1の別紙23）、本生徒がAらにより鬼ごっこの際に置き去りにされたということがあり、こうした行為が12月に集中的に行われていたことがうかがわれる。
- ⑰ 令和3年12月8日、本生徒が欠席したので、担任教諭が本生徒宅に架電したところ、応答した保護者（母）は、本生徒の欠席の理由として、さぼりたい気持ちも少しあるが、友達から避けられているかもしれないと言っていると述べた。

これに対し、担任教諭は保護者（母）に対し、本生徒の様子について、「クラスでは男子とお尻を叩いたり、他クラスともわちゃわちゃしている。」と伝えた。

- ⑱ 令和3年12月14日、本生徒が「頭痛」との理由で欠席した。
- 同日の朝、本生徒は担任教諭に⑦「修学旅行以降、Rが無視してくる」、①「インスタグラムの質問箱でたたかれており、悪口もある」、②「1週間前から、Fからおちょくられ、インスタグラムのストーリーに、本生徒との会話を馬鹿にしてのせられる」等と伝えた。

その際、本生徒及び保護者（母）は担任教諭に「⑦については見守ってほしい。①については、インスタグラムをやめたらどうか（本生徒の保護者（母）及び担任教諭の勧め）、②については他の生徒から聞いたことにして指導してほしい」との意向を伝えた。

担任教諭は、⑦についてFに確認したところ、Fより「本生徒とは仲が悪く、無視している」との説明を受け、Fに対して、友達を無視してはいけないこと（友人との距離のとり方について）やSNSの使い方等を指導した。

なお、以上について、本中学校はいじめとして認知しなかった。

- ⑲ 本生徒の所属する3年[REDACTED]組では、クラスのグループLINEが作られていたが、令和4年1月ころ、本生徒が携帯電話の機種変更に伴い、クラスのグループLINEから退会した状態となった。そこで、1月8日ころ、本生徒がKに対し、グループLINEの再登録を求めた。しかし、Kは、本生徒の求めに即座に応じることはせず、[REDACTED]のグループLINEにおいて、本生徒の再登録について相談したところ、J

が「放置」、Pが「そのまま忘れてたで流そ」などと書き込み、本生徒の求めに応じようとしなかった（資料1の別紙30-1、30-2）。

また、本生徒がクラスのグループLINEにいったん再登録されたが、UがJの携帯を用いて、本生徒を上記グループLINEより再度退会させた（資料1の別紙30-3）。本生徒はUの対応に不満を持ったが、Uが本生徒に直接連絡し、そのことを詫びた。

令和4年1月16日ころ、Kは、本生徒よりクラスのグループLINEへの招待を求められた。しかし、Kは、本生徒の要請に応じず、本生徒のメッセージのスクリーンショットを [REDACTED] グループLINEにアップロードするなどした（資料1の別紙32）。このように、その後も、本生徒がクラスのグループLINEに招待されない状況が続いた。

なお、後日、本生徒はクラスのグループLINEに再登録された。

⑳ 班のメンバーの変更と席替えについて

ア) 本中学校においては、クラスを幾つかの班に分けての班単位での活動があり、担任教諭も交えた班長による会議で各班のメンバーが定められることになっていた。そして、この班分けにより教室での座席の位置が決められることになっていた。

イ) 各班のメンバーの変更と席替えは学期ごとに行われた。

本生徒の属した班のメンバーは以下のとおりである。

i) 1学期

本生徒を含めて6名のメンバーがおり、Q、Rが同じ班であった。

ii) 2学期

本生徒を含めて6名のメンバーがいたが、 [REDACTED] のグループLINE、 [REDACTED] のグループLINEのメンバーはいなかった。

iii) 3学期

本生徒を含めて6名のメンバーがおり、D、Lが同じ班であった。

ウ) Jは班長であり、自身の属する班のメンバーについて意見を述べることができる立場にあったが、3学期の班のメンバーの変更にあたり、本生徒と同じ班になりたくないと思っていた。

例えば、2学期終盤の令和3年12月7日、Jは2学期に本生徒と同じ班であったクラスメイトとのLINEのやり取りにおいて、本生徒について「あいつくそやん」「ほんま次の班期待やわ」「あいつだけはとりたくない」と書き込み、本生徒への拒絶感を明確にした（資料1の別紙26）。

また、令和4年1月14日、XXXXXXXXXX というグループLINEにおいて、Jが席替えと新たな班のメンバーについて話題にした際、D、J、L、Oらが以下の書き込みをした（資料1の別紙31）。

なお、Jは班長会議の際、担任教諭に対しても、「最後の班で最悪な思いして高校落ちたくないです」などと述べたようであり、担任教諭は本生徒がクラスの中で孤立した状況にあること又はその可能性があることを認識したものと思われるが、本中学校においては、本生徒に対するいじめ（又はその疑い）としては認知されなかった。

i) D：(本生徒) は？

D：どこなんあいつ

D：俺らの近く？

J：お前の前は

J：やで

D：だっる

L：ガチだるい

L：文句ゆうよ

L：だるいもん

L：俺の後が（本生徒）

ii) D：最悪（本生徒）が嫌と言ったらいいやん

L：だれに？

D：(担任教諭)

J：それ班長会議でゆうたけど

J：無駄でしたね

J：@L お前の口から

J：はなせば

J：いけるかも

J：@D お前ら二人でいけwww

iii) D：最悪（本生徒）が嫌と言ったらいいやん

L：だれに？

D：(担任教諭)

J：それ班長会議でゆうたけど

J：最後の班で最悪な思いして高校落ちたくないですゆうて

L：回答は？

J : 微妙でした
J : どうか
J : それは承知の上やね
L : 分かってないな あの人の
J : 昔こんなことがあってどうのってゆうて色々言葉をうまく使えば
J : 余裕で変えられる
L : もうゆうじかないやろ?
J : だからお前らの口で月曜のときゆえよ
J : 全員の前でゆうてみる
J : (担任教諭) まじ焦るで
L : 全員の前はえぐい
O : (本生徒) 言われた時絶望すんで
J : そんなくらいの覚悟でいこ
D : 嫌われてることくらい自覚してるやろ
J : ■■■■■の近くにいたら吐きそうですって
L : @D ゆう?
D : ゆお
J : てか放課後か
J : 1時間目の学活の時に
J : 先生とこいけ
J : ほんで無理な理由とか高校を理由に出して
J : 色々いいまくれ
J : 少しは考えるかもしれん
J : Dも俺も無理やこんなんやっつけられへんって
J : まず■■■■■が学校にいる意味がわかりませんって聞いてみ
J : 流石にこれ庇いでしたら
J : あいつやばい
J : 俺昔いじめられてたりして、もしこの班で行くなら学校きませんって
ゆうねん
J : いじめとかだしたり、不登校を出すのは
J : ガチ強い
J : 俺らこのままなら高校落ちるかもしれないです
J : ■■■■■が目の前にいるなんて勉強になんか集中できません!
J : まあ言ってみる価値はあるかもな

iv) J : まじ本生徒を取るのに

J：バカ時間かけてんで
L：全員嫌っているということですね？
J：弁護士連れてきたら勝てるよ
J：何なら全員でやる？
J：■■■■が学校くるなら俺らきませんって
J：本生徒殺す方がはやいで
J：■■■■したらええねん

- ⑳ 令和4年1月17日、本生徒の保護者（母）から担任教諭に電話があり、本生徒が学校に行きたくない、クラスのグループLINEに入れてもらえない、クラスメイトには話してほしくないと言っているとのことであった。
- ㉑ 令和4年1月16日、■■■■グループLINEにおいて、本生徒が翌日に学校を休む予定であることを知り、J、K、L、N、Oが本生徒の欠席を喜び、本生徒がいない間に、本生徒と同じ班になりたくないことを担任教諭に伝えようと相談するなどした（資料1の別紙32）。
- ㉒ また、令和4年1月18日、■■■■グループLINEにおいて、A、C、Dは、本生徒がクラスで孤立している様子を嘲笑するような書き込みをした（資料1の別紙34）。
- ㉓ 本生徒は、令和4年1月ころより欠席が目立つようになった。欠席理由には、体調不良や受験前の新型コロナウイルスの感染予防ということもあったが、1月14日は「学校が面白くない」、1月19日は「友人関係」、1月28日は「学校に行きたくない」ことなど、クラスにおける対人関係を理由に欠席することもあった。2月はさらに欠席が増えた。
- ㉔ 令和4年1月以降、本中学校では高校受験対策や感染症対策のために欠席する生徒が多かったが、本生徒は、自身が休みがちになった際、保護者（父母）に対し、「不登校にだけはなりたくない」と述べていた。
しかし、本生徒は、学校を休むようになり、そのことを気にしていたようである。
- ㉕ こうした状況で令和4年1月19日の午前3時52分、本生徒は、保護者（母）に「薬飲まへんかったら寝られへん」というLINEを送り、不眠を訴えた。
そこで、保護者（母）が本生徒と話したところ、本生徒は保護者（母）に対し「■■組のクラスメイトから塩対応されている」「『なんで無視すんの？』と聞いても、『別に』と言って、離れていかれる」などと述べた。
母は、本生徒に「あんな、しょうもない奴らばかり集合してるとこ行かんでいいねん」「これだけは言うとか 学校行かんくなった事を恥ず

かしく思わんでいいんやからな」等というメールを送るなどして、本生徒を励ました。

⑳ 同日（令和4年1月19日）、本生徒は「友人関係」という理由で欠席した。本生徒の保護者（母）は、本生徒に内緒で、担任教諭に「本生徒が学校を休んでいる本当の理由は、クラスから仲間外れにされているからである」等と伝えたが、担任教諭の対応は「特に避けられているようには見えませんが」という内容だったとのことである。

㉑ 令和4年1月20日及び21日は、新型コロナウイルス感染症罹患により本中学校が臨時休業となった。本生徒は、学校に行かなくてよいことを喜んでいたようである。

㉒ 令和4年1月24日、本生徒は「体調不良」という理由で欠席した。

同日、担任教諭は本生徒宅を家庭訪問した。その際、本生徒は担任教諭に「Jの絡み方がうっとうしい。J本人には言わないでほしい」「学校がおもしろくない」「しんどくはない」等と話した。

しかしながら、担任教諭は、本生徒に対して「Jは以前から言い方について注意していた。今後も注意していく」「本生徒が、学校がおもしろくないだけで、しんどくないなら、学校に来てほしい」と述べるにとどまり、本生徒がJから具体的にどのような絡まれ方をされていたのかについての聴き取りや把握はなされなかった。

㉓ 令和4年1月25日、本生徒は出席し、午前中に私立高校の出願をした

㉔ 令和4年1月26日、XXXXXXXXXXのグループLINEの書き込みによると、本生徒がLの頭を叩き、Lが本生徒を無視したということがあった。その際、Lが本生徒について「あんなやつ誰もが嫌やと思っている。」

XXXXXXXXXX K、NなどがLに同調した（資料1の別紙36）。

㉕ 令和4年2月、本生徒が登校したのは1日（但し早退）と4日（金）のみで、欠席日数が更に増えた。但し、この時期は、高校受験準備のためや、新型コロナウイルス感染症への罹患を防ぐために欠席する生徒も多い時期ではあった。

㉖ 令和4年2月2日、本生徒が学校を欠席したところ、XXXXXXXXXXのグループLINEにおいて、D、K、L、N、O、Pらは、本生徒がずる休みをしているなどと書き込んだほか、本生徒の容姿を蔑んだり、本生徒の欠席が今後も継続することを望むかような書き込みをしたりした（資料1の別紙38）。

また、同月15日には、J、K、N、Pらは、上記グループLINEに

本生徒の写真をアップロードし、容姿を蔑むなどした（資料1の別紙40）。

- ③④ 令和4年2月の、本生徒の欠席が増えた時期にも、本生徒のインスタグラム質問箱には、汚い言葉や、本生徒が傷付くような言葉で、本生徒を誹謗中傷する内容の投稿がなされていたようである。

これらに対し、本生徒は強気な内容で返信し、自分のインスタグラムのストーリーに上げていた。その様子を、クラスメイトが目撃しているが、目撃したクラスメイトの受け止めも「強気で返しており、そんなにどうも思っていないのかな」というものであった。高校出願日の頃、Wは本生徒が「高校に受かって、入ったとしても、友だちできるかな」と、深刻そうな顔で、何度か言っていたのを聞いている。

- ③⑤ 令和4年2月10日及び11日、本生徒は、私立高校の入試及び面接を専願受験で受け、同月12日、合格を知った。

本生徒の保護者（母）は、本生徒が合格したのに、少し元気がない様子だったため、「嬉しくないの？不安なことがあるの？」と尋ねると、本生徒はぽつりと「嬉しいけど、やっぱり俺友だちできるかな」と述べていたとのことである。

- ③⑥ 令和4年2月12日、本生徒は仲の良いV、Wと遊ぶために出かけたが、体調がすぐれないと途中で帰宅した。

帰宅後の同日14時55分頃、本生徒は保護者（母）に「帰ってきた」「なんかめっちゃしんどい」「体が受け付けん」とLINEでメッセージを送っている。本生徒の保護者（母）によると、本生徒が遊びに出かけて、体調がすぐれないと途中で帰宅したのは初めてのことだったとのことである。

- ③⑦ 令和4年2月14日、本生徒は、Vと遊んだ際、受験して合格したことを、めっちゃ嬉しい、と言って、陽気になっており、非常に元気な様子を見せた。

令和4年2月15日にも、本生徒は、G、V、W等と集まり、Gに対し「あ、そうそう、G、俺さ、（高校）受かったで」と嬉しそうに話していたが、この日に本生徒を見たGの母は、本生徒が以前よりも痩せたな、と感じたとのことである。

- ③⑧ 令和4年2月17日、本生徒は欠席した。

同日14時頃、Vとインスタライブで話をしている。このとき、本生徒は普通の様子だったが、Vは「少しやつれたな」と感じたとのことである。

同日夕方、担任教諭が本生徒宅に電話したところ、保護者（母）が電話に出て、その後、本生徒本人に電話をかわったところ、本生徒は「コロナ

の濃厚接触者だと思うので、月曜から行きます」等と述べた。

その後、本生徒は、通っていた学習塾に保護者（母）と共に、合格の報告に行き、塾からの帰宅後、同日夜に自死行為に及んだ。

- ③ 本生徒の逝去後にも、LINE上で、本生徒に関連するやりとりが行われている（資料1の別紙42～49）。例えば、本生徒が自分のインスタグラムのストーリーに載せた内容をJらが[REDACTED]のグループLINE上で共有して本生徒の悪口を言っていたことに関して、JはKとのLINE上のやりとりにおいて「[REDACTED]が何が悪いん？w」「なぜ俺らだけピックアップする？w」「ましてや直接ゆうてないだけマシやわ」「つまり何が悪いかわからんww」「そら裏で人の悪口くらいゆうやろwwwあいつこそゆうてるやん？www」「ストーリー乗ってるもんを少し持ってきてちょっと話してるだけで」「なーにがわるいねん」「そら嫌われることしてる方が悪いわ」等と述べている（資料1の別紙46）。

[REDACTED]

[REDACTED]

(5) 本生徒の様子

- ① 本生徒は、3年生になっても授業中に居眠りをすることがあった。本生徒の保護者（母）によると、本生徒は3年生になってから、不眠の症状が出始めていたとのことであり、それが授業中の居眠りにつながっていた可能性があったと思われる。

クラスにおいては、3年生に進級し、高校受験を控えるようになると、

周囲の生徒は勉強に対して緊張感を持ち出していたことから、居眠りをしている本生徒に対し、苛立ちを感じる生徒も多かったようである。

また、本生徒がクラスメイトに声を掛けた後、本生徒に声を掛けられた生徒が本生徒のいないところで「本生徒の絡み方がダルい」「本生徒が嫌い」などと言っていることがあった。

また、授業中の居眠りについては教師からも指導を受けることがあったが、学年主任が自らが担当する授業中に居眠りをしている本生徒の筆箱にチョークを入れて筆箱を粉まみれにするという不適切な指導が行われたこともあった。

- ② 本生徒は、もともと食が細かったが、3年生の冬休みが明けたころから、以前に比べて食事量が減り、お茶碗のご飯やおかずを残すようになった。また、保護者（母）は休みの日には本生徒の昼食用に弁当を用意していたところ、以前は全部残さず食べていたが、冬休み明けころから弁当を残すようになり、弁当箱を小さくしたが、それでも弁当を残すことがあった。また、冬休み明けころから、保護者（母）に自ら不眠を訴えることもあった。

- ③ 本生徒は、中学2年生のころから太ることを気にするようになったが、中学3年生になってからは、一日に3～4回は体重計に乗るようになった。

また、本生徒は、中学校を休みたがるようになって以降、頻繁に服を欲しがり、買い物に行きたがるようになった。



(6) いじめアンケートについて

- ① 1学期（6月に実施）

「学校に行きたくない時がある」というアンケートに「とてもあてはまる」と回答した。

- ② 2学期（11月に実施）

「学校に行きたくない時がある」というアンケートに「あまりあてはまらない」と回答し、1学期と回答内容に変化がみられた。

- ③ 3学期（2月に実施）

「自分の気持ちや悩みを話せるともだちがいる」というアンケートに「いる」と回答する一方、「学校に行きたくない時がある」というアンケートには「すこしあてはまる」と回答した。

④ 学校の対応

これらのアンケートの記載に基づいて、担任教諭から本生徒への聴き取りが行われた可能性はあるが、その聴き取り記録等は存在しない。いずれにしても、この一連のアンケートの記載に基づいて、本中学校による「いじめの認知」及び「組織的ないじめ対応」は行われていない。

第4 いじめ事実の認定といじめ該当性の評価

1 はじめに

本項において、認定可能な客観的な事実について、いじめ該当性の評価を行う。

いじめ該当性の評価は、いじめ防止対策推進法第2条の『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」の定義に基づいて行うものとする。

この点、本事案においては、SNS等の書き込みについては本生徒がその具体的内容を認識しているもののほか、他の生徒間のLINEグループでの書き込みのように、本生徒が個々の書き込みの存在や具体的内容を認識していないものも存在している。

これらの「本生徒が具体的には認識していないと考えられるSNS上の書き込み」の「いじめ該当性」の評価をどのように行うかが問題となるが、

① いじめ防止基本方針は、「いじめの定義」に関して、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒等の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。」と定めていること、

② いじめ防止基本方針には、「たとえば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。」と規定し、たとえ、悪口を書かれた児童生徒がその存在を全く知らない場合であっ

ても、加害行為を行った生徒に対しては、法の趣旨に従い、いじめ加害者としての指導等の必要性があることを明確に述べていること、

- ③ 本事案においては、本生徒は、他の生徒が参加するLINEグループの個々の書き込みの具体的内容は認識していなくとも、本生徒とこれらのLINEグループの生徒らの関係性及び一連の事実経過から、本生徒自身、「これらのLINEグループの生徒らから、本生徒が知らないところで陰口を言われているであろうこと」を当然に感じていたと思料されること等から、

本審議会としては、上記の「本生徒が具体的には認識していないと考えられるSNS上の書き込み」についての「いじめ」該当性を形式的に否定することは、被害者支援・加害者指導・再発防止等を目的とする法及びいじめ防止基本方針の趣旨に明らかに反するものと考え、これらのSNS上の書き込みについても、「本生徒に向けられた心理的又は物理的な影響を与える行為」が存在し、かつ、客観的に見て（社会通念に照らし）、「本生徒がその存在を認識した場合には心身の苦痛を感じる」と認められるものについては、「いじめ」に該当すると判断した。

また、加害行為の時期や加害者を特定できないものについても、「本生徒に向けられた心理的又は物理的な影響を与える行為」が存在し、かつ、「本生徒が心身に苦痛を感じるもの」と評価できるものについては「いじめ」に該当するとした。

2 中学1年時のいじめ

- (1) 令和元年10月ころ、1年生の生徒88名が登録されているLINEグループにおいて、本生徒が「雨の匂い臭ない？笑」と書き込んだのに対し、A、B、C、D、Eが「お前の方が臭い」などと書き込んだ行為は、本生徒を侮辱するものであり、本生徒に心理的な影響を与え、本生徒が心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (2) 本生徒とGがLINEでケンカした際、Gが当該LINEのやり取りを動画にして拡散した行為は、本生徒を侮辱するものであり、本生徒に心理的な影響を与え、本生徒が心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (3) Iが「本生徒死ね」と連呼する動画を作成し、Hがこれを拡散した行為は、いずれも、本生徒を侮辱するものであり、本生徒に心理的な影響を与え、本生徒が心身の苦痛を感じるものであるから、他の生徒に拡散したことはいじめに該当する。
- (4) Eは、本生徒を含む[]部の部員数名と飲食店に行った際

に撮影した写真をLINEのプロフィール欄に掲載していたが、本生徒の顔だけにスタンプを重ねた状態にしていた。かかる行為は、本生徒に屈辱感や排除感を感じさせ、本生徒に心理的な影響を与え、本生徒が心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

- (5) []部員たちが部活後に遊んだりする時に、理由もわからないまま本生徒だけが仲間に入れてもらえず、また、本生徒が誘っても「今日は行けない」と言いながら他の部員とは遊んでいたことがあった。かかる行為は本生徒を仲間外れにするものであり、本生徒に心理的な影響を与え、本生徒が心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。なお、本生徒にこのような態度をとったのが誰であるかは不明である。
- (6) 1年生の []部員によるLINEグループの内容は確認することができなかった。

3 中学2年時のいじめ

- (1) 令和2年10月19日、 []のLINEグループにおいて、ある生徒が嫌われていることが話題になった際、Aが「本生徒も負けず劣らずやけどな」、Bが「俺は今本生徒に付きまといわれている」という書き込みをした（資料1の別紙1）。かかる行為は、本生徒の悪口・陰口に当たり、本生徒がこのような書き込みがなされていたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

4 中学3年時のいじめ

- (1) 本生徒は、下校時にA、C、F、G、J、Kらと鬼ごっこをすることがあったが、Aらは本生徒が鬼になった際、示し合わせて帰宅したり、誰かに家に集まったりするなどして、本生徒を置き去りにしたことが複数回あった。また、本生徒に鬼役を押し付けたり、本生徒を置き去りにしていることをLINEグループで他の生徒に知らせ、笑いものにしたりしたこともあった。かかる行為は、本生徒を仲間外れにし、侮辱するものであり、本生徒に心理的及び物理的な影響を与え、本生徒が心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (2) 令和3年10月5日頃、Aと本生徒とのインスタグラムのやりとりにおいて、Aらが本生徒をおちょくる等して嘲笑したこと等の事実を本生徒が教員に伝えたことについて、Aは本生徒に「は?」「だる」「やっぱ」「めんど」「あほなん?」「きっしょ」等のメッセージを送った（資料1の別紙12）。かかる行為は、Aによる本生徒に対する直接の嘲笑・暴言であり、本生徒に心理的及び物理的な影響を与え、本生徒が心身の苦痛を感じるも

のであるから、いじめに該当する。

- (3) 本生徒が修学旅行の後にRに無視されるようになったとの事実については、Rからの聴き取り調査等を実施できないため、Rによる具体的行為の存在を認定することができないが、少なくとも、本生徒がRに無視されたと感じるような行為（出来事）があったという範囲で事実を認定し、かかる行為（出来事）により、本生徒が心身に苦痛を感じたことは明らかであるから、いじめに該当する。
- (4) FがInstagramのストーリーに本生徒との会話を書き込んだ行為は、本生徒の承諾なく個別の会話を開示する行為であり、本生徒に心理的な影響を与え、本生徒が心身に苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (5) 令和3年12月17日頃、InstagramのDMで、Aは本生徒に「もう関わらんといてなwww ノリおもんないし あと(F)達にも関わらんといてあげてな」というメッセージを送り、本生徒が「わかった 今までありがとう」と返信したのに対して、Aは「こちらこそありがとう！これからは(V)君とお国のルールを破りながら汗水たらして少しの給料でクズ共とつるんで人生台無しにしつつ誰にも見守られず死んで下さい！」というメッセージを送った(資料1の別紙24)。Aによる、本生徒に対する激しい誹謗中傷であって、かかる行為は本生徒に心理的及び物理的な影響を与え、本生徒が激しい心身の苦痛を感じたことは明らかであるから、いじめに該当する。
- (6) 令和4年1月ころ、本生徒は、自身の所属するクラスのグループLINEより退会した状態となった後、KにグループLINEへの再登録を求めた。しかし、Kは本生徒の求めに即座に応じず、他の生徒に意見を求めたところ、Jは「放置」、Pは「そのまま忘れてたで流そ」などと答え、本生徒をグループLINEに再登録しようとしなかった。かかるK、J、Pの態度は本生徒を仲間外れにするものであるし、本生徒はグループLINEに入れてもらえないことを苦にして学校を休んだこともあり、本生徒に心理的な影響を与える行為であり、本生徒が心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (7) Jは、3学期の班のメンバーを決める班長会議において、本生徒と同じ班になることを強く拒絶し、担任教諭にも本生徒と同じ班にならないように訴えかけ、 グループLINEにおいても、D、K、Lらに対し、本生徒と同じ班にならないように担任教諭に働きかけようを執拗にまくし立てた。こうしたJの言動を本生徒が知れば、心理的な影響を受け、本生徒が苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

5 中学3年時のインスタグラム質問箱によるいじめ

(1) 令和3年10月17日(資料1の別紙14①)

「ワクチンの二回目でS i ね☆wwwwwwwwwwwwwwwwwwwww」

本生徒に対して死ねと述べる暴言である。行為者は不明であるが、本生徒が心理的苦痛を感じるものであり、いじめに該当する。

(2) 令和3年10月31日(資料1の別紙14③)

「どつきまわすぞゲロ(本生徒) by Fで一すww」

本生徒の名前を侮辱的に言い換えて本生徒を攻撃することを予告する暴言である。Fが述べたような内容となっているが、質問箱は匿名での投稿が可能であるため、行為者はFと認定できず不明であるが、本生徒が心理的苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(3) 令和3年11月2日(資料1の別紙14④)

「じさくじえん乙爆笑」

この時点までになされた本生徒の質問箱への侮辱的投稿が本生徒自身による自作自演ではないかと述べ、本生徒を侮辱する暴言である。行為者は不明であるが、本生徒が心理的苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(4) 令和3年11月2日(資料1の別紙14⑤)

「しんでみてーや」

本生徒に対して死ねと述べる暴言である。行為者は不明であるが、本生徒が心理的苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(5) 令和3年11月3日(資料1の別紙14⑥)

「そろそろ周りの目気付こうぜ」

本生徒が周囲の者から好ましく思われていない旨の投稿である。行為者は不明であるが、この投稿が不特定多数の友人等の目に触れるものであること等を勘案すると、本生徒が心理的苦痛を感じると考えられるものであるから、いじめに該当する。

(6) 令和3年11月12日(資料1の別紙14⑦)

「いきるとかだっせww」

本生徒が格好をつけている(イキっている)のが格好悪い、と本生徒を中傷する暴言である。行為者は不明であるが、本生徒が心理的苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(7) 令和3年11月21日(資料1の別紙14⑧)

「なんで4 नाहीの?」「はよしいねえ」「しいねえよお」

本生徒に対して複数回に亘って早く死ねと述べる暴言である。

この投稿がなされたのが上記年月日の午前0時26分であるところ、Jは、5分後の午前0時31分、XXXXXXXXXXのLINEグループトーク（別紙17）にこの投稿のスクリーンショットをアップした上で「写真で一言」と書き込んだ。これに対してRが「そればれたら家凸されんで笑笑」と書き込んだのに対してJは「俺ん血そもそも知らんしな」と応答し、自らが上記投稿をしたことを前提に、そのことを本生徒が知っても、自分の家の場所を知らないから家に来られることはない、と書き込んでいる。また、その後Dが「誰がこれうったん？」と書き込んだのに対してJは「これ？俺」「みんな荒らしてたから」と応答し、本生徒とJとのLINEのやりとり（本生徒が「しねーっていうてんのJ？笑」と述べたのに対してJが「おれ？w」「言っていないねwww」と述べる等したもの）のスクリーンショットをアップした上で「バレてないよ」「反応せんかったら大丈夫」と書き込んでいる。

以上から、上記投稿はJが行ったものと認定できる。

そして、その内容は、本生徒が心理的苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(8) 令和3年11月21日（資料1の別紙14⑨）

「Sine」「Uzai」

本生徒に対して、死ね、うざい、と述べる暴言である。行為者は不明であるが、本生徒が心理的苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(9) 令和3年11月26日（資料1の別紙14⑩）

「1回Sいねえ！www」

本生徒に対して、死ね、と述べる暴言である。行為者は不明であるが、本生徒が心理的苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(10) 時期不明（資料1の別紙14⑪）

「(本生徒) 非人権」「(本生徒) 非人権」

本生徒には人権がないと述べる暴言である。行為者は不明であるが、本生徒が心理的苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(11) 時期不明（資料1の別紙14⑫）

「時計のこといろんなやつに言いふらしていたから 先生にも知ってほしいんかなって思って 言っておきましたー☆ おちゆかれさまでしゅーw」

修学旅行の前後頃に、本生徒が、時計を万引きしたかのように周囲に述べていたことに関連するものと思われる。本生徒を嘲笑する暴言である。行為者は不明であるが、本生徒が心理的苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(12) 時期不明（資料1の別紙14⑬）



「髪の毛きつも爆笑wwwwwwwwwwwwww by Fで一す しゃーなし匿名じゃおもんないから名前書いてあげたwwwwwwwwww」



本生徒の髪型を嘲笑する暴言である。Fが頭名で述べたような内容となっているが、質問箱は匿名での投稿が可能であるため、行為者はFと認定できず不明であるが、本生徒が心理的苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

6 中学3年時のLINEでの陰口によるいじめ

- (1) 令和3年7月18日、XXXXXXXXXXのLINEグループにおいて、Bが動画をアップして「ネットの怖さを知った動画」と書き込み、Aが「(本生徒) やん」、Bが「(A) して生きるで草」という書き込みをした(資料1の別紙2)。動画の内容は不明であるが、これらは、A、Bによる、当該動画に関連させて本生徒を陰で嘲笑する内容であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (2) 令和3年8月4日、XXXXXXXXXXのLINEグループにおいて、Bが写真をアップして「(本生徒) に(他生徒) が謎のDMしてる爆笑」と書き込み、Cが「爆笑」、Bが「草やねんけど」、Cが「笑笑」と書き込んでいる(資料1の別紙3)。写真の内容は不明であるが、これらは、本生徒に対して友人が何らかのダイレクトメッセージを送信したもののスクリーンショットと推測される。その内容を嘲笑した、B、Cによる、本生徒への悪口・陰口であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (3) 令和3年8月31日、XXXXXXXXXXのLINEグループにおいて、Bが本生徒の写真と思われる写真を「before」「after」と付記してアップしたことに對し、Cが「笑笑」「(本生徒) 目ほっそ」「てかさ(本生徒) ピアスバレたらおもろいのにな」、Bが「それな」と書き込んでいる(資料1の別紙4)。これらは、B、Cによる、本生徒の容姿や行動の陰での嘲笑であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (4) 令和3年9月1日、XXXXXXXXXXのLINEグループにおいて、Aが「(本生徒) 質問箱でめっちゃ言われてるくねwww」と投稿したことに對し、Cが「あんな11件もあいつに打つほど暇じゃないわ」と返信し、Aが「www」と笑う書き込みをしている(資料1の別紙5)。これらは、A、Cによる、本生徒がインスタグラム質問箱で誹謗中傷されていることについての陰での嘲笑であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知


れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。



- (5) 令和3年9月14日、のLINEグループにおいて、Aが何らかの動画をアップし「(本生徒)君」「どっかの(V)くんと似たような投稿してて草」と書き込み、続けてCが何らかの動画をアップして「今日拗ねて帰った(本生徒)くん」と書き込み、Aが「ガチ草www」「明日もイジメよな」、Cが「あたりまえでくさ」、Aが「www」と書き込んだ上、何をしたのかと尋ねられたのに対してAが「帰ってる時とかわざと喧嘩話かけーって言ったり鬼ごしようつつって走って逃げ帰ったりいろいろじょ」「でもついてくるあいつが悪い」「明日はまくぞてめえらあ！」と回答して呼びかけ、Cが「それな」「まこ」と書き込んだ(資料1の別紙6)。これらは、本生徒が投稿した何らかの動画の内容を嘲笑するとともに、学校帰りに、本生徒が嫌がるような声掛けをしたり、鬼ごっこをすると称して本生徒を置いて逃げ帰るいじめをしたことをLINEのメンバーで共有し、更に、Aは、ついてくる本生徒が悪い、明日もいじめをしよう、と呼びかけ、Cはこれに同調する内容であり、A、Cによる、本生徒を嘲笑した上、本生徒を対象とするいじめの呼びかけであって、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (6) 令和3年9月16日、のLINEグループにおいて、Cが、本生徒に関連すると思われる動画を投稿し「(本生徒)マイキーに憧れました」と書き込んだことに対して、Bが「www」と笑う書き込みをしている(資料1の別紙7)。これらは、B、Cによる、本生徒のものと思われる動画に関する陰での嘲笑であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

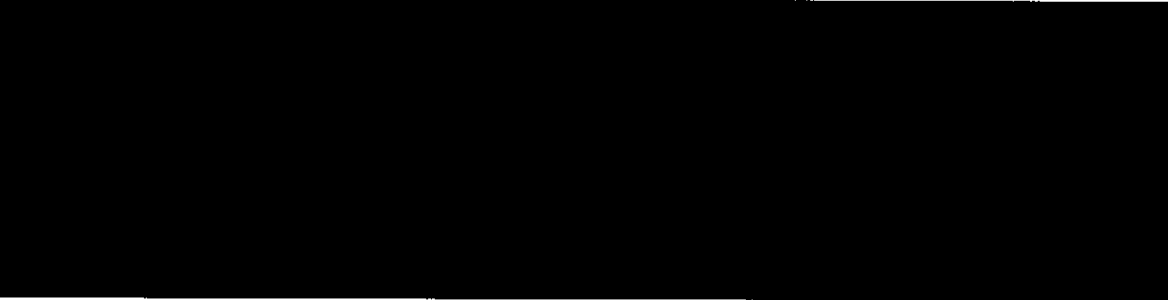
- 
- (8) 令和3年9月26日、のLINEグループにおいて、Cが、本生徒に関連する動画を投稿して「これ死ぬほどおもしろい」と書き込み、AがCに対して「(本生徒)に送ろうぜwww」と書き込むと、C

が「爆笑」「(F) 送ったらしい笑」と書き込み、更にAが「www」、Cも「笑笑」と笑う書き込みをした(資料1の別紙9)。これらは、A、Cによる、本生徒に関して作成された動画を嘲笑した上、本生徒に送ろう、といういじめの協議を行う内容であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

なお、このやりとりの中では、A、B、Cが、Gを田んぼに置いてけぼりにしたり、田んぼの泥にGの靴を埋め込むいじめを行う協議もなされており、これらのいじめについてAは「俺たちの本職じよ」と書き込んでいることから、A、B、Cは、本生徒やGに対して、日常的にいじめを行っていたであろうことが推測される。

(9) 令和3年10月4日、のLINEグループにおいて、Cが「(本生徒) Gにブチ切れてた笑」と書き込み、Bが「またお母さん出てきたら詰んでるやん」「家凸られちまえ」と書き込んでいる(資料1の別紙10)。これらは、B、Cによる、本生徒とGの関係に関する陰での嘲笑であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(10) 令和3年10月5日、のLINEグループにおいて、Cが帰宅途中に「いま(本生徒)」「まいてまーす」と書き込み、Dが「ないす」「爆笑爆笑」、Bが「くさ」、Aが「いま(本生徒)」「切れてるwww」、Cが「爆笑」と書き込んでいる。続けてAが「こいつ一生ついてくるもん」「ゴールデンフィッシュ」、Bが「金魚の糞やん」、Aが「金魚の糞」と書き込み、Cが「(本生徒) けったら怒ったな」、Aが「www」、Cが「蹴り弱いって言われたンゴ」、と書き込んでいる(資料1の別紙11)。これらは、A、C、Dが、同日、本生徒に対して、鬼ごっこのふりをして本生徒をまいて逃げたり、本生徒を蹴る等のいじめをしたことをLINEグループで共有した上、Bも加わった、本生徒に対する陰での嘲笑であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。





- (1 2) 令和3年10月18日、KとMとのLINEのやりとりにおいて、Kが何らかの写真をアップして「黒いやつが(本生徒)が書いているやつ」と送信し、Mが「笑笑」と返信している(資料1の別紙15)。これらは、K、Mによる、本生徒の陰での嘲笑であり、本生徒がこのやりとりがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (1 3) 令和3年11月19日、[REDACTED]のLINEグループにおいて、Jが、本生徒に無関係な写真(女性のわいせつな画像)を投稿して「(本生徒)えぐすぎ」と投稿している(資料1の別紙16)。これは、Jによる、本生徒と無関係な写真に関連させた本生徒に対する陰での嘲笑であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (1 4) 令和3年11月21日、[REDACTED]のLINEグループにおいて、Jが、J自身による本生徒に対する質問箱での誹謗中傷内容(資料1の別紙14⑧)のスクリーンショットを自ら[REDACTED]グループトークに投稿して「写真で一言」と書き込み、それがばれたら家に突撃されるのではとの書き込みに対してJが「俺ん血そもそも知らんしな」と書き込んでいる。また、Dが、本生徒によるインスタグラム投稿写真を上記グループトークに投稿したことに對してJが「みんな無視で」「www」、Lが「当たり前やん」「いつも無視しとる」、Jが「@N 月曜休み時間のたびにこいつの席集合このグルおるやつ」「さもないと(本生徒)からとつられます」と書き込んでいる。更に、本生徒のインスタグラム質問箱での誹謗中傷に関してJが「(本生徒)が勝手に推測」、Dが「誰がこれうったん?」「爆笑」、Jが「これ?俺」「みんな荒らしてたから」と書き込み、Jが、本生徒とJとのやりとり(本生徒「しねーっていうてんのJ?」「質問箱」J「おれ?w」「言っていないねwww」本生徒「おけ笑」)のスクリーンショットを投稿した上でJが「バレてないよ」「反応せんかったら大丈夫」と書き込んでいる(資料1の別紙17)。これらは、Jが本生徒のインスタグラム質問箱に誹謗中傷の書き込みをしたことをLINEグループのメンバーで共有したり、Dが本生徒の投稿写真をアップした上で、Jが皆で

本生徒を無視することを提案し、Lが同調する等することによる、本生徒に対する陰での嘲笑であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

- (15) 令和3年11月21日、[]のLINEグループにおいて、Jが「(本生徒)のやつw」「俺じゃないやつがあらしとる」と書き込んだことに対して、Qが「俺やでww」と書き込んでいる(資料1の別紙18)。これらは、J、Qによる、本生徒がSNSで誹謗中傷されていることに対する陰での嘲笑であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (16) 令和3年11月22日、[]のLINEグループにおいて、Jが「人も増えてきたけど」「(本生徒)にちゅういね」と書き込んでいる(資料1の別紙19)。これらは、Jによる、本生徒の無視を[]のメンバーに提案した内容と考えられ、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (17) 令和3年12月4日、[]のLINEグループにおいて、本生徒の出席番号が[]番であるとの投稿に対してJが「くさくさくさ」「それはまじおもしろいw」等と書き込んだ上、Jが「てかさ、俺ら逃げたヤツ」「なんかゆうてた?」「おれらかえりやん」「学校の」「いつもみたいに逃げたら」「ばれた」と書き込んでいる(資料1の別紙20)。これらは、Jによる、本生徒の出席番号に関連しての本生徒の陰での嘲笑、及び、学校帰りに本生徒から逃げるいじめを日常的に行っていることやそれが本生徒にばれたことを[]グループトークに投稿しての本生徒の陰での嘲笑であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (18) 令和3年12月5日、[]のLINEグループにおいて、Aが「これインスタあげたら(本生徒)きれそうやなあwwww」と書き込み、Dが「C お前やったな、」、Aが「ガチ草」、Dが「ビデオ通話したやつお前拡散しやんゆーたやんけ」「お前えぐ」と書き込み、Cが「Aならええやろ」、Dが「その他にお前拡散してるやん」「もーいいよ」、Cが「草」と書き込んでいる(資料1の別紙21)。これらは、A、C、Dによる、本生徒に対する陰での嘲笑であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

- (19) 令和3年12月9日、JとKとのLINEのやりとりにおいて、同日の学校帰りにAとJが鬼ごっこをしている際、本生徒から逃げたのだろうとKが送信したことに對してJが「そやで」「もうはなからむこうからかえったったわ」「俺らまじおもしろかったでw」と送信し、Kは「(本生徒) だるいw」、J「みんなゆうてるわ」等と送信し、Jは「鬼子はまじおもしろかった」「(本生徒) のだるさどうでもええ」等と送信している(資料1の別紙22)。これらは、上記年月日に、A、Jが、本生徒を鬼ごっこの際に置いて逃げるいじめをしたことについての、J、Kによる、本生徒に対する陰での嘲笑であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (20) 令和3年12月15日、JとMとのLINEのやりとりにおいて、JがMに對して、鬼ごっこをした際にじゃんけんをせずに本生徒を鬼にして30分ほど逃げ回っていた、本生徒は気付いたら帰っていた、と送信し、Mは「マジか笑笑」と返信している(資料1の別紙23)。これらは、J、Mによる、本生徒への鬼ごっこに関連したいじめに関する陰での嘲笑であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (21) 令和3年12月16日、XXXXXXXXXXのLINEグループにおいて、Cが本生徒の写真をXXXXXXXXXXグループトークに投稿し、Bが「右服ダサい」と本生徒の服装を中傷している。また、Aが、本生徒へのDMでの暴言を同グループトークに投稿し、Dが「泣くやんあいつ爆笑爆笑」、Aが「たまには泣いてもらおや」「もう縁切ったから関わらんでいいしな」「これは来たわガチで」と書き込み、どうしてこの状況になるのかとの質問に對してDが「知らん爆笑」「(本生徒) が悪い」と書き込み、本生徒が死んだらどうするのかとの質問に對してAが「火葬」「火葬からの埋葬」「なんかおれ悪いことした?」、C「てか(本生徒) が悪くね」「Aノイエ入るから」、Dが「(注:本生徒は)XXXX組からも嫌われてるのに」等と書き込んでいる(資料1の別紙25)。これらは、A、B、C、Dによる、本生徒に対する陰での嘲笑であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (22) 令和3年12月17日、JとjとのLINEでのやりとりにおいて、Jが本生徒に關し「あいつくそやん」「ほんま次の班期待やわ」「あいつだけは取りたくない」と送信し、jが「笑笑」と返信している、また、Jは「(本生徒) ぼくめつたい」に關する動画をアップし、そのメンバーに關

してjに対し「AとかCとかFとかw」

「おにごしてるからなあ」等と送信している。更にJは何らかの写真をアップして、jが「ひど」と送信したのに対しJは「あれ?」「(本生徒) ににてるくね?」「気のせいかな」「もうそうみたほうが」「楽でしょ」と送信している(資料1の別紙26)。これらは、Jによる、本生徒に関する陰口であり、jもこれに同調しているものであり、本生徒がこのやりとりがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(23) 令和3年12月17日、 のLINEグループにおいて、学校からの帰宅時に、本生徒が一人で学校から一人で帰ったことについて、Jが「あいつ1人?」「www」「ガチ草」と書き込んでいる(資料1の別紙27)。Jによる、本生徒に対する陰口であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(24) 令和3年12月17日、 のLINEグループにおいて、ボーリングに誰を誘うかに関するやりとりの際、Kが「(本生徒) は? www」と書き込んだのに対し、Jが「えーw」「それ来るならAとかよばないとあいついきるでw」、Kが「www」「呼ばんけどなw」と書き込んでいる(別紙28)。J、Kによる、本生徒を遊びに誘わないことに関する陰口であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(25) 令和3年12月18日、 のLINEグループにおいて、JがInstagram質問箱への投稿の写真をアップして「(本生徒) かなあ」「答えるべきじゃないよね、なにがあるか分からんから怖いわ」「ちくってきそうやし」、Sが「それ(本生徒) やったらおもしろいなwww」「あいつ自分で言ってたやん 質問箱で言わんとdm来いとか」、Jが「そやな」と書き込んでいる(資料1の別紙29)。S、Jによる、本生徒に関する陰口であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(26) 令和4年1月8日、 のLINEグループにおいて、Kが、本生徒が3年 組のLINEグループに入れてほしいと言ってきたことについて「普通にいれていいかな? w」と書き込んだのに対し、Jが「放置」「www」「既読つけた?」「ええとスマホバグってたってゆって」「ほうち」と書き込んだ。その後Kは、本生徒が「やほやほ」「グループ

LINE入れて」と送信してきたことに対し、風呂に入り終わってからグループLINEに入れると伝えたLINEのやりとりのスクリーンショットをアップした上で、Kが「実はもう風呂とつくの前に入り終わった」、Dが「おつやんそれ」と書き込んだり、Jが「今日からここでの挨拶やほやほやで」と書き込んだりした。また、Kが「どすればええ？」と書き込んだことに対して、Pも「そのまま忘れてたで流そ」「あいつの場合はどうとでもなれとしか思ってないし」と書き込んだ（資料1の別紙30-2）。これらは、D、J、K、Pによる、本生徒が3年組のグループLINEに入れてほしいと言ったのにすぐに入れないことの協議、及び、本生徒に対する陰口であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(27) 令和4年1月16日、JとKとのLINEのやりとりにおいて、本生徒が3年組のグループLINEから削除されたことに関し、Jが「Uがやりやがった」「RのLINEでやったのもUwww」と書き込み、Kが「www」「(本生徒)」、Jが「ww」「?」「ま、(本生徒)ほっとこ」と書き込んだ（資料1の別紙30-3）。これらは、J、Kによる、本生徒への陰口であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(28) 令和4年1月14日、のLINEグループにおいて、3年組の席替えで、本生徒がDやLの席の近くになったとJが書き込んだことに関し、Dが「だるる」、Lが「ガチだるい」と書き込み、Dが「@L 最悪(本生徒)が嫌と言ったらいいやん」と書き込んだことに対して、Jが「それ班長会議でゆうたけど」「無駄でしたね」「@L お前の口から」「はなせば」「いけるかも」「お前の口がうまければ」「いけるで」「これはガチよ」「最後の班で最悪な思いして高校落ちたくないですゆうて」「昔こんなことがあってどうのってゆうて色々言葉をうまく使えば」「余裕で変えられる」「だからお前らの口で月曜のときゆえよ」「全員の前でゆうてみる」「ゆうてみ?」「(担任教諭)まじ焦るで」「(本生徒)言われた時に絶望するで、との書き込みに対して)「そんならいの覚悟でいこ」「の近くにいたら吐きそうですって」「www」「てか放課後か」「1時間目の学活の時に」「先生とこいけ」「色々いいまくれ」「少しは考えるかもしれん」「1時間目班学活よ?」「そんな時に折れ無理やわってゆって」「Dも俺も無理やこんなんやってられへんって」「ゆうて先生どこ行くねん」「ほんで土下座しろ」「ww」「まずが学校にいる意味がわかりませんって聞いてみ」「流石にこれ庇いでしたら」「あいつやばい」「俺

昔から[]、もしこの班で行くなら学校きませんってゆうねん」「これつよいよ」「あいつの絡みうざいしーとかより」「説得力ある」「いじめとか出したり、不登校を出すのは」「ガチ強い」「俺このままなら高校落ちるかもしれないです」「ってゆうたら」「かち」「[]が目の前にいるなんて勉強になんか集中できません」「って」「まあ行ってみる価値はあるかもな」「(本生徒)を前に出すとか」「ほんで次の日休んでみ」「勝ち」「www」「これ有能」「いっつかいゆうてみ」俺のこれやったら今も仲良くないし、授業中も絡んできて集中出来ないしとか」「ほんで変えることは無理とか、少しでもLについて考えてくれへんかったら」「一日くらい休め」「これ経験者は語るよ」「やろ？なんで悪いことする方のことを考えなあかんねん」「弁護士連れてきたら勝てるよ！」「www」「なんなら全員でやる？」「[]が学校くるなら俺らきませんって」「多分一時間目の時ゆえるやろ」「ゆうたらええやん」「(本生徒)殺す方がはやいで」「[]したらええねん」と書き込んだ。これらの書き込みの合間に、本生徒について、Dは「嫌われてることぐらい自覚してるやろ」、Lは「全員嫌ってるってことですね。？」と書き込んでいる(資料1の別紙31)。これらは、3年[]組の席替えに関連した、Jによる、本生徒に関する陰での激しい誹謗中傷であり、DやLもこれに同調するもので、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

- (29) 令和4年1月16日、[]のLINEグループにおいて、Kが、本生徒とのやりとり(本生徒が3年[]組のグループLINEにいつ招待してくれるのかをKに尋ね、Kがド忘れしていたと謝ったり、本生徒が明日祖母の家に行くから休む等と伝える内容)のスクリーンショットをアップし、Lが「おっしゃー」「きたー」「もっと休め」「毎日休め」、Kが「爆笑」、Jが「www」、Oが「本人おらんとき言えるやん!」、Jが「がちや!!!」「それでかいな」、Nが「爆笑」と書き込んでいる(資料1の別紙32)。これらは、J、K、L、N、Oによる、本生徒の欠席を歓迎する陰口であると共に、前項(28)で認定した、3年[]組の席替え後の本生徒の席を別の場所に移動するよう担任教諭に伝えることについての、本生徒が欠席しているときなら言いやすい等という内容の、本生徒に関する陰口であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (30) 令和4年1月16日、KとMとのLINEのやりとりにおいて、Mが「kって(本生徒)?」「追加されてんけど」と送信し、Kが「おん」「爆笑」「ないす」「さね」「しね」、Mが「追加せえへんし」、Kが「ww」と

書き込み、さらにKが「明日（本生徒）休み」、Mが「なんで?」、Kが「おばあちゃん家行くらしい」、Mが「きも」「絶対明日楽しい」、Kが「やめとけww」とのやりとりをしている（資料1の別紙33）。これらは、K、Mによる、本生徒が3年組のLINEグループに追加されたことや、学校を休むことに関しての陰口であり、本生徒がこのやりとりがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(31) 令和4年1月18日、[]のLINEグループにおいて、Dが「(本生徒) おばあちゃんちやで」、Aが「(本生徒) 今日きてた」「1人やった」、Dが「ぼっちくさ」、Cが「笑笑」と書き込んだ（資料1の別紙34）。これらは、A、C、Dによる、本生徒が学校に登校してもひとりぼっちであることや、学校を欠席することについての陰口であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(32) 令和4年1月18日、[]のLINEグループにおいて、翌日に学校の授業があることについてのやりとりの際に、Jが「てか（本生徒）くるやん」「おつかれ」、Lが「来んな」「終わったわ」と書き込んだ（資料1の別紙35）。これらは、J、Lによる、本生徒への陰口であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(33) 令和4年1月26日、[]のLINEグループにおいて、Lが本生徒から頭を叩かれていたと述べたことについて、Lが「不登校なりたかったけど行ってんねん」「あんなやつ誰もが嫌やと思ってる」「@R 喋らんかったらいいだけや」「全無視すればいい」「見たやろ俺の今日の無視」「ふざけてるなー。[]なんか喋る必要もない。」と書き込み、Rが「見ててかっこいい尊敬するわ」「明言やん」、Kが「@L 何でそんなカッコイイん」「惚れる」と書き込んでいる（資料1の別紙36）。これらは、K、L、Rによる、本生徒を無視することを肯定する陰口であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

(34) 令和4年1月29日、[]のLINEグループにおいて、Jが「これで（本生徒）も休めばLやむで」、Kが「たしかに」と書き込んでいる（資料1の別紙37）。これらは、J、Kによる、本生徒の欠席に関する陰口であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

- (35) 令和4年2月2日、[]のLINEグループにおいて、Dが本生徒のInstagramのスクリーンショットをアップして「こいつズル休みや」と書き込み、続けてOが「何回ズル休みしても歓迎や」、Nが「ええやん」、Kが「顔くさ」と書き込み、Oが上記スクリーンショットから本生徒の顔を拡大したものをアップにしたことに対して、Nが「ぶっす」、Pが「顔細すぎ」、Rが「よー止めたな笑」と書き込み、JがOと同じ本生徒の顔の拡大を再度アップし、Lが「もっとやすめー」と書き込んでいる(資料1の別紙38)。これらは、D、J、K、L、N、O、P、Rによる、本生徒の欠席や容姿に対する陰での嘲笑であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (36) 令和4年2月14日、[]のLINEグループにおいて、Kが、本生徒が高校合格通知の写真に「いえーい！」[]みんな3年間よろしく」と書き込んだInstagramの投稿のスクリーンショットをアップしたことについて、Nが「しねよ」「www」と書き込み、続けてKが「@D 明日来た方がいいで!」「いい事ある」、Jが「それな」、K「ヒントは Lがちょっと悲しむかな」と書き込んでいる(資料1の別紙39)。これらは、K、Nによる、本生徒の高校合格を喜ばず陰で中傷するものである。また、KがDに対して、明日登校した方がよいと書き込み、Jが、それな、と書き込んでいるやりとりの具体的内容は、調査の結果、本生徒が誰と一緒に日直をするかということに関するやりとりであることが判明し、これらについても、K、Jによる、本生徒に関連する陰口であるので、いずれも、本生徒がこれらの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (37) 令和4年2月15日、[]のLINEグループにおいて、Pが「親しい友達何人?」(100人行くか行かんかくらい)というInstagram質問箱でのやりとりのスクリーンショットをアップし、Nが「誰だこれ」「(本生徒)か」と書き込み、Jが「きっしょ」「自分でその写真にするなよw」「[]一人くらいフォローして黒歴史探すのもいいな」、Kが「くっさww」と書き込んでいる(資料1の別紙40)。これらは、J、Kによる、本生徒に関する陰口であり、本生徒がこの書き込みがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。
- (38) 令和4年2月11日、JとKとのLINEのやりとりにおいて、Kが「ストーリーのやつ(本生徒)かと思ったわww」と送信したのに対し、

Jが「(本生徒)とはしたくない」と返信し、更にKが「(本生徒)と遊んでるん!と思った」、Jが「ww」、Kが「えー?ww」、Jが「絶対いやw」「おもしろいは」「わ」「芋くさい」、Kが「www」とのやりとりを行っている(資料1の別紙41)。これらは、J、Kによる、本生徒に対する陰口であり、本生徒がこのやりとりがなされたことを知れば、心理的な影響を受け、心身の苦痛を感じるものであるから、いじめに該当する。

- 7 なお、本生徒の保護者によると、本生徒のLINE等のデータは令和4年1月6日までの分しか入手できておらず、それ以降の本生徒と他の生徒とのSNS上のやりとりは不明とのことである。しかしながら、本生徒の逝去後においても、資料1の別紙42～49のとおり、加害生徒らにおいて本生徒を誹謗中傷等するSNS上のやりとりが行われていること等からすると、本生徒は、上記時点以降逝去日までの間にも、以上で認定した以外のいじめを受けていた可能性がある。

第5 本事案の背景と原因、本生徒と関係生徒らの関係性について

1 中学1年時の本生徒の状況とその背景

(1) 本生徒の性格や特性

- i 本生徒は、人なつこい性格で、友だちと遊びたい、関わりを持ちたい、という思いが強かった。そのため、自ら友だちに声をかけたり、ちょっかいをかけに行ったりすることが多かった。

また、本生徒は、たとえば友だちから嫌なことをされても、謝ってくれたら許す、という、さっぱりした性格でもあった。

併せて、本生徒には、友だちや父母などを心配させたくないという思いが強くなり、自分のしんどさを表に出さず、辛いことがあっても、あたかも、さほど大きな打撃を受けていない、大丈夫である、というように振る舞うところがあった。

- ii 他方で、本生徒には、人との距離感がわかりにくい、自分の考えをうまく言葉で表現できないことが多い、他者の気持ちを推測する力が十分でなく、相手や周りの気持ちをくめずに、悪意なく他者を傷つけることがある、自分の気持ちをわかってもらえないと思い込みやすく、その結果、自尊心を低下させやすい傾向がある等の特性があった。

そのため、小学3年時には、頭に血が上って壁やものを蹴ったり、怒鳴ったりする等の行動、小学4年時には、思い通りにいかないと感じた際に友人を殴る等の行動があり、小学5年時や小学校6年時には、友人との衝突等があった。

(2) 本生徒は本中学校に入学し、1年■組に在籍した。

入学当初の令和元年4月、本生徒は、同じクラスになったHとの間で、互いにビンタしたり殴ったり蹴ったり等の喧嘩を複数回した。

それでも、本生徒は、Hや、G (■組) 等と、喧嘩をしたり、互いに嫌なことをしたりされたりし、各保護者からは距離を取るよう注意されながらも、当人同士は、相手が嫌がるようなことをした際には、謝ってまた遊ぶ等を繰り返しながら、友人関係を築いていた。

また、中学1年時、本生徒は、C、A、E、Wらのグループで遊ぶこともあり、複数の小学校から本中学校に入学してきた生徒たちの中においては、やや落ち着きのない傾向のある男子のグループの一員またはその周辺に位置し、一緒に遊ぶ仲間はいた状況だった。

(3) 本生徒は、前記(1) iiの特性や■、やや暴力的で短絡的な行動が見られたり、仲良くしたい相手に対しても、相手が嫌がるような関わり方をしてしまうことがあった。

また、勉強が得意ではなく、授業中に寝ることも多かった。

それらの状況が相俟って、■組では、最初からやや浮きがちであった。

(4) 動画拡散のいじめ及び1年LINEグループ内でのいじめ

i 本生徒は、1年生中88名が登録しているLINEグループにおいて、やや冷たい対応をされる状況が続いていたところ、令和元年10月11日頃、本生徒が、上記LINEグループ内で「雨の匂い臭ない？笑」と書き込んだことに対して、A、B、C、D、Eが「お前の方が臭い」「笑笑」「それな」等と書き込むいじめ(①)が発生した。

上記いじめは、令和2年1月に、本生徒の保護者(母)が、本生徒のスマートフォンの内容を見た際に発見し、本中学校に被害申告をしたことによって発覚した。

ii また、本生徒の保護者(母)は、このとき、上記いじめ以外にも「Gと本生徒がLINEで喧嘩をし、その様子をGが動画にして他校の生徒を含む生徒とのLINEにのせて笑いものにした」(②)「Hが『本生徒死ね』を連呼する動画をIが作成し、本中学校の生徒に拡散した」(③)といういじめ被害申告も行った。

iii 上記各事案に関して、本中学校は、①については各加害生徒の家庭訪問をする等の対応を行い、②③については本生徒の保護者(母)から「既に解決済み」と聞いてはいたが、各家庭への訪問や生徒への指導を行う等の対応を行った。

但し、本中学校は、上記各案件について、いじめ認知やいじめ対応（いじめ対策委員会の開催）は行わなかった。

iv 本生徒が仲の良かった友人に語ったところによると、本生徒は、これらのいじめを受けたことへの本中学校の上記対応について、学校が十分に加害生徒たちの指導をしてくれなかった、と後々も不満を述べていたとのことである。

v なお、このときのLINEグループのメンバー中、Eを除く4名は[]のLINEグループのメンバーで、中学2年時の10月（資料1の別紙1）、中学3年時の7月から1月（資料1の別紙2～11、13、21、25、34）にかけて、本生徒に関する陰口や誹謗中傷を繰り返している。

(5) 本生徒の[]部入部及び退部

i 本生徒は中学1年時、[]部に入部した。

本生徒と同じ小学校から本中学校に入学したEや生徒gも、本生徒と同じ[]部に入部した。

ii ところが、当該[]部は、朝練等の練習が厳しかったり、入部当初は走り込みや筋トレ等が多く、ボールに触る機会が少なかったり、顧問の先生の指導も、不真面目な生徒に対しては厳しく指導するため、入部した生徒の半数程度が途中で退部しており、本生徒にとっても、思い描いていた活動ができる状況ではなかったと思われる。

また、生徒gとは、生徒gが部活の朝練の際に本生徒を迎えに来て、一緒に部活に向かう等していたが、本生徒にとって、部活の中で、仲間外れにされていると受け取れる状況も発生していた。

それらの状況が相俟って、本生徒は、[]部を退部するに至ったと思われる。

iii []部退部の後、1年時[]部顧問からの働きかけもあって、本生徒は[]部に仮入部したが、同顧問の転勤や部員減少による廃部等の為、正式な入部には至らなかった。その後、本生徒は[]部への入部を希望したが、本中学校が本生徒を[]部に受け入れてあげようとした様子は見られず、入部には至らなかった。

そのため、本生徒は、学校内での部活動において、安定的な居場所を得ることはできず、学校外の[]クラブに入って活動することとなった。

2 中学2年時の本生徒の状況とその原因・背景

(1) 中学2年時、本生徒は[]組に在籍した。

- (2) ■組には、■■■■のLINEグループ（構成メンバーは、A・B・C・D）のうち、Bのみが在籍しており、その他のA、C、Dは別のクラスに在籍した。

同LINEグループ内では、令和2年（2020年）10月19日、「本生徒がクラスで嫌われている」「Bが本生徒につきまとわれている」等の陰口を言われており、本生徒がその雰囲気を感じていた可能性はある。なお、同LINEグループ内での本生徒に関する陰口は、中学2年時には、この1回だけであった。

- (3) また、中学3年時に■■■■のLINEグループ内で本生徒に関する陰口を言い合っていたメンバー12名のうち、■組に在籍したのはQ、Rの2名のみである上、この2名は■■■■のLINEグループ内で、本生徒の陰口に積極的に加担したメンバーではなかった。

- (4) 上記の通り、本生徒を好いていないメンバーが■組に多くは在籍していなかったこと等もあって、本生徒は、中学2年時、1学期の分散登校から全体登校になった2学期頃以降、クラス内でやや浮きがちではあったものの、一緒に帰宅する友人がいたり、クラスの友人と食事をすることもある等、大きなトラブルはなく、比較的安定した学校生活を送ることができていたと考えられる。

- (5) ただし、おそらく中学2年時の後半以降頃、本生徒は、インスタグラムのアカウントやサブアカウントを作成し、質問箱でのやりとりをするようになったと思われるところ、本生徒のインスタグラム質問箱には、本生徒に対する匿名の誹謗中傷が投稿されたことがあったようである。

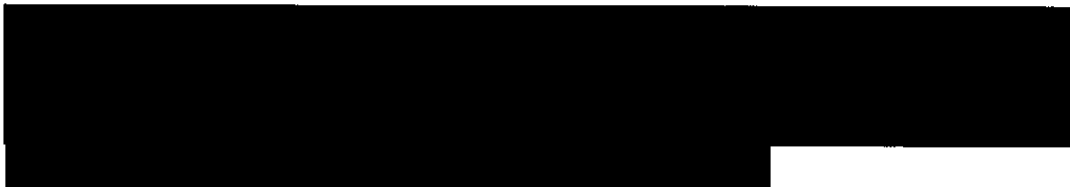
本生徒は、中学2年時の後半頃から、痩せ型であるにもかかわらず、太ることをものすごく気にしたり、頭髮が薄くなってきていると思い始めたとのことである。これは、質問箱で本生徒の体型や髪型等に関する誹謗中傷がなされたか、又は、質問箱での誹謗中傷が本生徒の心理的負担となったことによる行動であったと推測される。

そして、本生徒は、質問箱で匿名の誹謗中傷を受けることがあっても、「笑笑」等という余り気にしていないような返信や、「書いてるやつは誰やねん」等の返信をこまめに返し、質問箱をやめなかった。これは、質問箱では、楽しい質問が投げかけられることもあり、本生徒にとっては、友人等との楽しいやりとりができる場でもあったためであろう。

しかしながら、中学2年の後半以降頃の匿名での誹謗中傷により、本生徒は、ストレスや辛さを感じた筈であるが、それを友人等にも見せないまま、心身の内側に徐々にためていきつつあったと思われる。

3 中学3年時の本生徒の状況（LINEグループ内での陰口・誹謗中傷やインスタグラム質問箱での本生徒への暴言等の発生）とその原因・背景

(1) 中学3年時、本生徒は■組に在籍した。



(2) 本生徒の在籍した■組の男子は、サッカーやサッカーゲームが好きな生徒が多く、■■■■■■のLINEグループ（元々はサッカーゲームの話をするためのグループであった）のメンバー12名（J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T）中、S、Tを除く10名が■組に在籍していた。

(3) 本生徒はサッカーに余り興味がなく、それらの男子の話の輪にうまく入ることができなかった。

それでも、人好きで、友人と話したい、Jらの仲間に入れてほしい、自分に注目してほしい、自分のことを認めてほしいと思っていた本生徒は、クラスの男子に「なあなあ」等と自ら話しかけに行ったりした。

ところが、本生徒の行動は■組の男子から十分に受け入れられず、逆に「空気を読まない」「うっとおしい」等と避けられるようになり、本生徒の意に反して、本生徒はクラスの中で浮き始め、本生徒が話しかければ、無視はせず返事はするが、積極的に本生徒に話しかける生徒はいない、という状況になっていった。

(4) このように、自らの希望とは裏腹に、クラス内での居場所を失った本生徒は、学校での休み時間に、■組の教室ではなく別のクラスに行って、GやH等と過ごすようになった。

(5) その中で、本生徒は、中学2年のV等と仲良くなり、令和3年6月頃から、GやW、V等との関係に自らの居場所を見出し、それらの生徒と共に、学校内外で飲酒、喫煙等のいわゆる非行行為を行うようになった。

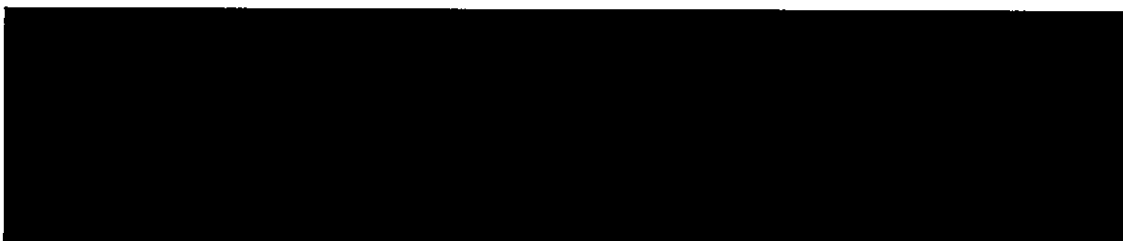
(6) 更に、同年10月頃には、本生徒は、中学2年生のV等を含む非行行為集団の中に加わるようになり、バイクに乗る様子やタバコを持つ様子をSNSにアップロードしたり、クラスメートにタバコを見せるような行動を取るようになった。本生徒のこれらの行動を見た■組のクラスメートからは「受験を控えた中学3年の時期に悪いことをしている」「距離を取りたい」と思われるようになり、本生徒は更にクラス内での居場所を失っていった。

(7) 教員からも本生徒は被害生徒ではなく非行生徒/Aとの関係

令和3年10月5日、本生徒は、下校の際、A、C、Fからおちよくられ、鞆を置いて追いかけたところ、地域の人から本中学校に「鞆が放置さ

れている」との連絡が入り、学年主任が本生徒の携帯電話に電話をかけたところ、本生徒本人が電話に出たことで、本生徒の携帯電話持ち込みが判明した。この出来事は、本生徒が被害者のいじめと認知されてもよかった筈であるが、本中学校は本事案を「本生徒の問題行動（スマホの無断持ち込み）」として把握し、被害者でもあった本生徒への支援はされなかった。

また、本事案の後、本生徒・A間で、本事案に関するインスタグラムのやりとりがなされているが、その内容から、本生徒はAに逆らえなかった関係が見て取れる。



(9) インスタグラム質問箱における複数回の激しい誹謗中傷（資料1の別紙14）

i 令和3年10月17日、10月31日、11月2日、11月3日、11月12日、11月21日、11月26日の本生徒のインスタグラム質問箱に「ワクチンの二回目でS iね☆」「どつき回すぞゲロ [REDACTED]」「しんでみーや」「そろそろ周りの目気付こうぜ」「いきるとかだっせww」「なんで4なないの?」「はよしいねえ」「しいねえよお」「1回Sいねえ!」等の暴言が質問として投稿されている。

これらの暴言に対し、本生徒は、憤りながらも「言い方が軽いぞ爆笑」「俺何かしたかなあ笑」「イキるって言う言葉好きやな〜笑」「よんなないの?ってどゆこと?」「まだ生きたい!笑」と気丈に回答し、誰が暴言を投稿しているのかをつきとめようと複数の友人に対してLINE等で確認したが、加害者が誰であるのかの確証までは得られなかった。

ii なお、生徒の聴取結果によると、本生徒に対するインスタグラム質問箱での暴言は、上記にとどまらなかったようである。

本生徒は、仲の良かったGやWに相談をしつつも、自らが落ち込んだ様子は隠して見せないようにし、大丈夫であるかのように振る舞っていたが、内心、相当のダメージを受けていたことは想像に難くない。

(10) 令和3年11月4日から5日の修学旅行以降も、上記の通り、インスタグラム質問箱での本生徒への激しい攻撃は続き、本生徒は保護者（母）に「学校に行きたくない」と言うようになった。

また、令和3年11月半ば以降頃からは、本生徒の食事量が減り、小さいサイズの弁当箱を使うようになった。

この時点で、本生徒のダメージは相当増大していたと思われる。

(11) それでも、本生徒は、友人との関わりを求め、令和3年12月頃、下校の際、A、C、F、qらと鬼ごっこをしたりしたが、逆に、皆で示し合わせて、本生徒のみを置いて逃げる等のいじめを受けた。

(12) 以上の状況と平行して、[] のLINEグループ(メンバーはA、B、C、Dでは、前記の通り、令和3年7月頃から令和4年1月にかけて、[] のLINEグループ(メンバーは前記12名で、内10名は[]組在籍)では、遅くとも令和3年11月頃から令和4年2月(資料1の別紙16~20、27~29、30-2、31、32、35~40)にかけて、本生徒に対する陰口や嘲笑、誹謗中傷が繰り返された。

これらの内容は、限定されたグループ内でのやりとりであり、本生徒はその内容を見たり知ったりしたことはなかったであろう。しかしながら、本生徒は、[] や [] のメンバーから陰で悪口を言われているであろうことを、本生徒自身も空気感として感じていたであろうことは容易に推測できる。

(13) 令和3年10月頃から、A中心のメンバーによるLINEでの陰口がひどくなり、学校帰りの鬼ごっこの際にも、本生徒が取り残されるいじめをうける等、本生徒が避けられる度合いがひどくなった。

(14) 本生徒は、不登校の状態だけは避けたいと強く思っており、上記のように本生徒にとって非常に辛い状況が続くなかでも、頑張って登校を続け、令和3年11月は遅刻が1日だけで欠席日数は零であったが、同年12月には、欠席日数が4日(6日(月)、8日(水)、14日(火)、21日(火))と増加し、次第に不登校の状態に陥っていった。

(15) 令和3年12月8日、本生徒の保護者(母)は、担任教諭に「本生徒は頭痛持ちで、さぼりたい気持ちも少しあるが、友だちから避けられているかもしれないので休ませた」等と述べ、本生徒のクラスでの様子を尋ねたが、担任教諭は「本生徒は、男子とお尻を叩いたり、他のクラスともわちゃわちゃしている」等と伝えたのみであった。

(16) 令和3年12月9日、本生徒は登校したが、この日の帰りにも、本生徒は、Jを含む複数名と鬼ごっこをし、最初から本生徒だけを置いて帰られるといういじめに遭っている。

(17) 令和3年12月14日、本生徒は「頭痛」との理由で欠席した。

同日朝、本生徒は、初めて、担任教諭に「①修学旅行以降、Rが無視してくる」「②インスタグラムの質問箱でたたかれており、悪口もある」「③1週間前から、Fからおちょくられ、インスタグラムのストーリーに、

本生徒との会話を馬鹿にしてのせる」等と伝えた。

自らの辛い様子を外に見せない性格の本生徒にとって、意を決しての被害申告だったと考えられる。

このとき、本生徒及び本生徒の保護者（母）は担任教諭に「①については見守ってほしい、②については、インスタグラムをやめたらどうか（本生徒の保護者（母）及び担任教諭の勧め）、③については他の生徒から聞いたこととして指導してほしい」との意向を伝えた。

担任教諭は、③についてのみFに確認したところ、Fから「本生徒とは仲が悪く、無視している」等との説明を受け、Fに対して、友だちを無視してはいけないこと（友人との距離の取り方について）や、SNSの使い方等を指導した。

しかしながら、①②についての学校としてのいじめ認知やいじめ対応（本生徒に対してインスタグラムでどのような攻撃がなされているかについての具体的な調査等）は行われなかった。

この背景として、担任教諭を含む本中学校の教員は「本生徒は普段から不良行為を行っており、授業中も寝る等しているから、他の生徒から嫌がられたり、クラスで浮いたりしても、仕方がないのではないか」という感覚を持っていたことが挙げられる。

つまり、本中学校の、本生徒に関する見立ては「受験を控えた中学3年生なのに、授業を真面目に受けない生徒」「放課後に非行を繰り返す生徒」「学校外での非行が面白くなってしまったため、学校に来辛くなり、登校しなくなった生徒」ということにとどまり、本生徒のクラス内での居場所のなさや限らない寂しさ、クラスメイトや教員からの見捨てられ感、それ故の外向き行動としての非行、という構図に気付くことができず、本生徒の寂しさに思いを致して声掛けをした教員は、残念ながらいなかった。

そのため、このとき、本生徒が思い切って被害申告をしたにもかかわらず、インスタグラム等での本生徒への攻撃・誹謗中傷や、■組で浮いている状況は、このときを契機に改善されることはなかった。

(18) 令和3年12月15日、本生徒は登校したが、この日の帰りにも、本生徒は、Vら複数名で鬼ごっこをした際、じゃんけんをせずに本生徒を鬼にし、皆で逃げる、といういじめに遭った。

本生徒は途中で上記状況に気付いており、また仲間外れにされたという思いを抱きながら帰宅したと推測される。

(19) この時期頃、Aは、本生徒とのLINEのやりとりで「もう関わらんといてな」「ノリおもんないし」「あと（F）達にも関わらんといてな」と、本生徒を誹謗した上、今後はJやFらに関わらないようにと伝え、本生徒

が「わかった」「今までありがとう」と返信したのに対し「こちらこそありがとう！これからはV君とお国のルールを破りながら汗水流して少しの給料でクズ共とつるんで人生を台無しにしつつ誰にも見守られず死んで下さい！」という激しい暴言を浴びせた。

Aは上記やりとりのスクリーンショットを■■■■のLINEグループに乗せ「質問箱荒らしたのバレちゃった♥」「テロテヘッ」等と投稿し、それを見たDの「泣くやんあいつ爆笑爆笑」との投稿に対して、「たまには泣いてもらおや」「もう縁切ったから関わらんでいいしな」等と返信している。

Aが、本生徒への誹謗中傷や暴言について、何ら反省しておらず、それどころか、本生徒を仲間内で馬鹿にして話している様子が見られる。

(20) 令和3年12月17日、本生徒は登校したが、JやKらと一緒に帰る際、本生徒は真っ直ぐの道で帰宅しているのに、JやKは途中で横に曲がり、本生徒を1人で帰宅させるといういじめに遭った。

(21) 令和3年12月頃、本生徒は、別のクラスの生徒に対して突然LINEで「もし飛び降りるんやったら頭から落ちた方が楽やで」というメッセージを送っている。

この頃、本生徒は、自死を考えるほどつらい状況に陥っていたとも考えられる。

(22) 令和4年1月になり、本生徒は、さらに学校を休みたがるようになった上、元々食が細かったが、さらに食事を取らないようになり、1日に一食しか食事を摂らない日もあった。

(23) ■■■組クラスLINEグループに入れずに放置したいじめ行為
(資料1の別紙30-1~3)

令和4年1月7日、本生徒は一時的に3年■■■組クラスLINEから退出しその後Kに対し、クラスLINEに入れてほしいと連絡した。Kはこれを応諾するメッセージを本生徒に送ったが、本生徒をクラスLINEに招待したのは10日後の1月16日であった。

この背景として、Kは、■■■■のLINEグループに「本生徒から3の■■■のグループに入れてと言われたが、どうしたらいいと思う?」「普通に入れていいかな?」等と投げかけ、Jが「放置」「スマホがバグったとゆって」「ほうち」、Pが「そのまま忘れてたで流そ」と返信する等しており、本生徒を3年■■■組のLINEグループに入れない、といういじめがなされていたことが挙げられる。

なお、1月16日20時07分にKが本生徒を■■■組のクラスLINEグループに招待し、本生徒が参加した後、同日20時13分、Jのアカウントか

ら、本生徒をクラスLINEグループから削除する行為があり、同じアカウントから「Uがやりました。証人もいます」との投稿がなされ、同日20時15分、Kが再度本生徒を招待し、21時03分に本生徒が参加した、という出来事があった。この、J又はUによる、本生徒をクラスLINEグループから削除した行為については、故意のいじめ行為だったのか、過失によるものかが明らかではないが、同じ頃にUは直接本本生徒と連絡をとり、謝罪をしている。

(24) 本生徒は、クラスのLINEグループになかなか入れてもらえないことを、気に病み、母に打ち明けた。

令和4年1月17日、「頭痛」との理由で欠席し、同日、本生徒の保護者(母)は担任教諭に「本生徒は学校に行きたくないようだ」「クラスのグループLINEに入れてもらえないと言っている」「皆には話さないでほしい」と伝えた。

しかしながら、この、クラスLINEグループに入れてもらえない行為についても、本中学校としてのいじめ認知や調査がなされることはなかった。

(25) 令和4年1月19日の深夜、本生徒は保護者(母)に「薬を飲まない」と寝られない」とLINEでメッセージを送った後、保護者(母)と直接話をした。

この時、本生徒は保護者(母)に、学校を休みたい理由として「■組のクラスメイトから塩対応されている」として、A、J、R、D、N、M、Kらの名前を挙げ、「クラスメイトに『何で無視するの?』と聞いても『別に』と言われて離れて行かれる」と打ち明けた。

本生徒の保護者(母)は「学校の先生に相談してみようか」と述べたが、本生徒は「絶対に嫌。こうやって話を聞いてくれるだけでいい」と頑なに嫌がった。

この本生徒の態度は、令和3年12月14日に担任教諭に初めて被害申告をした後にも、誹謗中傷等の被害に遭う状況や、クラス内で居場所のない状況が改善されなかったこと、授業態度や学校内外での非行等により、自らが教員から共感的に対応してもらえると信頼できなかつたためであろうと考えられる。

(26) 令和4年1月19日、本生徒が「友人関係」という理由で欠席した際、本生徒の保護者(母)は、本生徒に内緒で、担任教諭に「本生徒が学校を休んでいる本当の理由は、クラスから仲間外れにされているからである」等と伝えたが、担任教諭の対応は「特に避けられているようには見えませんが」という内容だったとのことである。

(27) 令和4年1月20日及び21日は、コロナウイルス感染症罹患により本

中学校が臨時休業となった。本生徒は、学校に行かなくてよいことを喜んで
いたようである。

(28) 本生徒から担任教諭への直接の被害申告

令和4年1月24日、本生徒は「体調不良」という理由で欠席した。

同日、担任教諭は本生徒宅を家庭訪問した。その際、本生徒は担任教諭に
「Jの絡み方がうっとうしい。J本人には言わないでほしい」「学校がおもしろくない」「しんどくはない」等と話した。

本生徒としては、インスタグラム質問箱による苛烈な誹謗中傷をしていた
うちの1人はJだと考えていたようであり、「しんどくはない」と言いなが
らも、最も気になっていた内の1人であるJの名前を担任教諭に伝えたと考
えられる。

しかしながら、担任教諭は、本生徒に対して「Jは以前から言い方につい
て注意していた。今後も注意していく」「本生徒が、学校がおもしろくない
だけで、しんどくないなら、学校に来てほしい」と述べるにとどまり、本生
徒がJから具体的にどのような絡まれ方をされていたのかについての聴き取
りや把握はなされなかった。

この時点で、本生徒の欠席日数は相当増えており、本中学校も、本生徒が
登校しづらい状況にあることを把握しており、本生徒の上記発言（Jがうっ
とうしい）は、担任教諭以外に、こども支援コーディネーター等とも共有さ
れたものの、教員らは「本生徒は、普段やんちゃをしているから、うっとう
しがられるのもある程度は仕方がない」との受け止めしかできておらず、い
じめ認知やいじめ対応がなされることはなかった。

(29) 令和4年1月25日、本生徒は出席し、午前中に私立高校の出願をし
た後、H、Wと共にW宅に行き、 本生徒にとって、心を許
せる友人とのひとときであったであろうが、自らの辛さや不安感を友人た
ちに打ち明けることはなかった。

(30) 令和4年2月、本生徒が登校したのは1日（但し早退）と4日（金）
のみで、欠席日数が更に増えた。但し、この時期は、高校受験準備のため
や、新型コロナウイルス感染症への罹患を防ぐために欠席する生徒も多い時期
ではあった。

(31) 令和4年2月の、本生徒の欠席が増えた時期にも、本生徒のインスタ
グラム質問箱には、汚い言葉や、本生徒が傷付くような言葉で、本生徒を
誹謗中傷する内容の投稿がなされていたようである。

これらに対し、本生徒は強気な内容で返信し、自分のインスタグラムの
ストーリーに上げていた。その様子を、クラスメイトが目撃しているが、
目撃したクラスメイトの受け止めも「強気で返しており、そんなにどうも

思っていないのかな」というものであった。

高校出願日の頃、Wは本生徒が「高校に受かって、入ったとしても、友だちできるかな」と、深刻そうな顔で、何度か言っていたのを聞いている。
(32) 令和4年2月10日及び11日、本生徒は、私立高校の入試及び面接を専願受験で受け、同月12日、合格を知った。

本生徒の保護者(母)は、本生徒が合格したのに、少し元気がない様子だったため、「嬉しくないの?不安なことがあるの?」と尋ねると、本生徒はぼつりと「嬉しいけど、やっぱり俺友だちできるかな」と述べていたとのことである。

(33) 令和4年2月12日、本生徒は仲の良いV、Wと遊ぶために出かけたが、体調がすぐれないと途中で帰宅した。

帰宅後の同日14時55分頃、本生徒は保護者(母)に「帰ってきた」「なんかめっちゃしんどい」「体が受け付けん」とLINEでメッセージを送っている。本生徒の保護者(母)によると、本生徒が遊びに出かけて、体調がすぐれないと途中で帰宅したのは初めてのことだったとのことである。

(34) 令和4年2月14日、本生徒は、Vと遊んだ際、受験して合格したことを、めっちゃ嬉しい、と言って、陽気になっており、非常に元気な様子を見せた。

令和4年2月15日にも、本生徒は、G、V、W等と集まり、Gに対し「あ、そうそう、G、俺さ、(高校)受かったで」と嬉しそうに話していたが、この日に本生徒を見たGの母は、本生徒が以前よりも痩せたな、と感じたとのことである。

(35) 令和4年2月17日、本生徒は欠席し、同日14時頃、Vとインスタライブで話をしている。このとき、本生徒は普通の様子だったが、Vは「少しやつれたな」と感じたとのことである。

同日夕方、担任教諭が本生徒宅に電話したところ、保護者(母)が電話に出て、その後、本生徒本人に電話をかわったところ、本生徒は「コロナの濃厚接触者だと思うので、月曜から行きます」等と述べた。

その後、同日夜に、本生徒は自死行為に及んでいる。

(36) 本生徒は、高校受験で合格することができ、仲の良い友人たちには最後まで元気な様子で接していた。

しかしながら、学校に行きづらくなった令和3年12月頃から、食事があまり取れなくなり、令和4年2月には友人と遊びに行っても体調不良で途中で帰宅するような状況で、以前よりも痩せ、やつれた状態になっていた。

そして、令和4年2月の時点においても、クラス内での居場所の無い状態が続き、かつ、Instagram質問箱での本生徒への誹謗中傷が継続していたと考えられ、本生徒は、高校合格の後、保護者（母）に「高校で友だちができるかな」と不安そうに打ち明けている。

以上に照らすと、本生徒が3年組内で居場所を完全に失っていたことや、Instagram質問箱での継続的な激しい誹謗中傷と、それでも良いメッセージがくることもあるためにInstagramを閉鎖せず、嫌な質問にも気丈に強気に対応する、ということの継続によって、精神的なダメージを蓄積されていき、高校合格の喜びよりも「近い将来、中学3年時と同じように、高等学校で友人ができないのではないか」「高等学校のクラス内で居場所を得られないのではないか」「Instagramでの誹謗中傷が続くのでは無いか」等の不安が、本生徒の中で次第に膨らんでいき、真の辛さや寂しさを友人たちにも打ち明けることができず、結果として自死に至ったのではないかと考えられる。

第6 自死に至る本生徒の心理状況等について

1 1年時のいじめが本生徒に与えた影響

第5の1（1）に記載されているように、本生徒の行動傾向には人懐っこくひょうきんであるが傷つきやすい繊細な面が見られる。また、時に言語表現の乏しさから他者とのトラブルに陥りがちになり、自己肯定感の低下を招き、物や人に当たりやすい傾向が見られた。例えば、本生徒の1学期のいじめアンケートでは、「人から嫌なことを言われる」や「人から嫌なことをされたり、させられたりする」の項目に対して、「とても当てはまる」と回答している。自由回答欄には、「自分のスリッパでサッカーされることがある」とも回答していた。このことから、本生徒は1学期から学校で嫌な思いをしており、対人関係において困っていたと考えられる。しかし、学校はこのアンケートを受けて何らかの対応をしたか否かについては資料より確認することができなかった。

2学期の10月には3件のLINEによるいじめ被害が発生した。

- (1) 本生徒の体臭を揶揄する集団による侮辱。
- (2) 本生徒とGの喧嘩動画を拡散するGによる侮辱。
- (3) 「本生徒死ね」と連呼するHによる侮辱。

上記（1）～（3）の被害は本生徒の保護者（母）が1月に学校に相談したことで発覚したが、本中学校はこの事態をいじめ被害としてではなく

生徒指導上の問題行動として捉えていた。本中学校にはいじめとしての認識がないため「いじめ対策委員会」は開催されなかった。つまり、本生徒はいじめによる被害者であるという認識がなされないまま生徒指導上の問題としてのみ取り扱われた。本生徒は加害者への指導がないことが不満である旨を友達に話しており、このような経験が一層学校不信を招き自己肯定感を低くしたと思われる。

本生徒はこの頃から3件のいじめ被害のうち特に自身の体臭を気にするようになった。本生徒は登録者88名の同学年のLINEグループで5名から体臭を揶揄されるという集団による侮辱行為に晒され強く傷ついた。本生徒がいくらひょうきんであっても耐え難い経験であったと推察される。そのショックから、本生徒は実際に体臭に問題がないにも関わらず、保護者に何度も自身の体臭について確認するようになった。このように体臭を気にすることは2年時の夏頃までほぼ半年ほど続き、実際にコロンを使用して対処を行っていた。このことから、自身の体臭について極めて過敏に反応し、過剰な精神的負担を強いられたものと推察される。

更に11月初め及び1月の初めに保護者（母）が本中学校に相談に行った。本生徒が所属していた[]部内において2件のいじめ被害が発生した。

(1) 本生徒の顔写真のみスタンプで顔を押し潰すことによる侮辱

(2) 本生徒を無視することによる仲間外れ

本生徒は2学期及び3学期のいじめアンケートで「人から嫌なことを言われる」の項目に対して、「とても当てはまる」と回答している。さらに、本生徒の3学期のいじめのアンケートにおける自由回答欄に「LINEなどで嫌なことを言われる時がある。クラブでも」と回答していた。しかし、学校はこのアンケートを受けて何らかの対応をしたか否かについては資料より確認できなかった。このことから、1学期から継続して2学期3学期においても学校で嫌な思いをしており、対人関係において困っていたと考えられる。言語表現が苦手な本生徒が自由回答欄に敢えて書くほどLINE上でのいじめやクラブ内でのいじめについて、思い悩んでいた様子が伺える。しかし、学校がどのようにかつ何らかの対応をしたか否かについては資料より確認できなかった。

このような状況のため、本生徒はクラスだけでなくクラブ内でも孤立感や無力感を抱き、居づらくなっていったと考えられる。本生徒は所属していた[]部を2月に退部した。退部理由としてクラブ内で陰湿ないじめを受けたためと本生徒の保護者（母）が退部届に記載したと思われる。その時点で、少なくともクラブ顧問は本生徒の退部理由とし

て本生徒の保護者（母）から陰湿ないじめが訴えられていたという認識があったものと思われる。しかし、クラブ顧問は本生徒の退部理由として、自分がやりたいことができなかつたことや対人関係のトラブルが原因であるとの認識を示しており、保護者（母）が陰湿ないじめと記載したことを無視し、ここでもまたいじめ被害者として認識されなかつた。そのため本生徒は依然としていじめによる被害者として心の傷を抱えたままであつた。

本生徒は[]部を退部後、1年時[]部顧問の誘いに応じて同クラブに仮入部をするも、誘ってくれた顧問の転勤や部員不足により廃部という事態に直面することになる。しかし、それにもめげずに[]部に入部を申し出たが、そのような事情が理解されずに何故か自己都合による転部という指導を受けたため直ちに入部することができなかつた。しかし、2年時担任は本生徒の転部に「直ちに」という転部への時間的猶予期間があることを全く無視して、「転部することはできない」と保護者（母）に説明した。その結果、本生徒はクラブ活動に対する意欲を喪失し、最終的に前向きな気持ちが萎えてしまったと思われる。

将来の[]選手を夢見た本生徒にとって、校内での所属クラブを失うことは少なくとも学校生活での居場所の半分を失う状況に陥つたと言わざるを得ない。本生徒は[]部退部後次の居場所を積極的に探したにも関わらず、廃部という不運や退部理由の誤解からクラブ所属が叶わなかつた。クラブに居場所のない体験は本生徒にとって大きな心の痛手となり、再び自己肯定感の低下を余儀なくされたものと考えられる。

クラスでもクラブでもいじめ被害生徒として認知されず、学校でいじめの被害にまつわる怒りや傷つきについて話す機会を与えられないまま1年時の大半を過ごすこととなつた。本生徒は次第に失望感が募り、更に言語表現が苦手な本生徒にとってそのような思いを吐露することもできず、心に不全感を抱えたまま1年時を終えたものと考えられる。

2 2年時のいじめが本生徒に与えた影響

2年時の本生徒には大きなトラブルは見られず、分散登校から全体登校になつた2学期以降は友人と一緒に帰宅したり食事に行くこともあつた。保護者（母）から見ても本生徒は小さいトラブルはあつたものの当人同士で解決できており、精神的に安定していたとのことであつた。[]

そのような中、10月に1件のLINEによるいじめ被害が発生した。

(1) 本生徒が所属していない [] のLINEグループにおいて本生徒を揶揄する集団による侮辱。

本生徒はこの出来事を知らないと思われるが、 [] のメンバーから嫌われている、ないしは周りの嫌な空気を感じていた可能性が考えられる。

また、2年時終わり頃かインスタグラムの質問箱に不特定多数による誹謗中傷が投稿されるようになったが、本生徒は気にしていない素振りで気丈に、また投稿者は誰か等こまめに返信をしていた。一方、2年時終わり頃の1月には髪を染めて登校し、2月には友人と学校外で迷惑行為を行った。

本生徒の2年時のいじめアンケートでは、「学校に行きたくない時がある」の項目に対し、1学期は「とても当てはまる」、2学期・3学期は「少し当てはまる」と回答している。「人から嫌なことを言われる」の項目に対し、1学期から3学期を通して「少し当てはまる」と回答している。これらから、本生徒は年間を通して学校に行きたくないと思うことや人から嫌なことを言われることに悩んでいたと考えられる。担任はアンケート結果を受けて心配な生徒については必ず聴き取りをしているとのことである。時期は不明であるが、本生徒についても聴き取りをしたが、その折「大丈夫です。」との返答があったとのことである。しかし、聴き取り時の記録文書や会議録がなかったため、実際上は本生徒がどのような発言をし、学校がどのような対応をしたのかは不明である。

また、本生徒は自身の頭髪に関して薄毛と抜け毛を気にし始め、そのため母は頭髪ケア用品を買い与えた。さらに本生徒は痩せている体型にも関わらず、自身の体重や太ることを気にするようになっていた。太ることにに関しては、3年時頃からさらに悪化し消えることはなかった。

上記のとおり、10月頃に [] LINEグループにおいて集団で本生徒を揶揄する侮辱的な書き込みが行われ、2年時の終わり頃にはインスタグラムの質問箱において不特定多数からの誹謗中傷が多く見受けられた。一見すると本生徒は1年時に比べて2年時の表立ったいじめ被害は減っているが、反面、体臭や頭髪並びに体重という自身の身体に関わる悩みが増え始めた。これについては、日々の生活の中で次第にかなり気にかかるようになってきたことが見受けられる。その意味で2年時は心身症的な悩みで日々の生活が蝕まれてきたものではないかと考えられる。

1年時のいじめは目に見える形でのいじめが多かったが、2年時になると目に見えない陰湿ないじめが始まった。本人が所属していないLINEグループからの陰口による嫌な空気やインスタグラムの質問箱における不

特定多数からの誹謗中傷は相手が特定されないため周囲への疑心暗鬼が生じ、それが高じてさらに周囲に対する警戒心を抱き、目に見えない脅威の重圧が自身の体に反映してきたものと推察される。心の重圧が意識の範囲を超えて潜行し内向したため、本生徒自身にも周囲にも心の重圧がわかりにくかったのは無理もない。本生徒にはしんどさだけが残り、悩みについて他人に気づかれず、また自身でも気づくことができずにいじめによる被害が深く重く進行していったものと思われる。

3 3年時のいじめが本生徒に与えた影響

3年時、

本生徒が所属していない2種のLINEグループの4名中1名、の12名中10名と同じクラスになった。その結果、クラスの生徒38名のうち本生徒を除く男子18名中10名（ただし1名は両グループに所属しているため実人数は10名である）が上記LINEいじめグループに所属していた。本生徒がクラスの男子に「なあなあ」と話しかけても「空気を読まない」「うっとおしい」等と避けられるようになり、次第にクラス内での居場所がなくなっていった。本生徒は2学期になると以前に比べて暗くなりクラスから孤立している（浮いている）様子がみられ、このことは教員間でも共有されるほどであった。

3年時のいじめアンケートでは、「学校に行きたくない時がある」という項目に対して、1学期（6月）は「とてもあてはまる」、2学期（11月）は「あまりあてはまらない」、3学期（2月）は「少し当てはまる」と回答している。「人から嫌なことを言われる」及び「嫌なことをされたりさせられたりする」という両項目に対して、1、2学期は「あまりあてはまらない」、3学期は「当てはまらない」と回答している。

3年時のいじめアンケートによると、本生徒は1年時と違い学期ごとのアンケート項目に対する回答と本生徒の行動に不一致が見られるようになってきた。例えば、本生徒は1学期にはとても学校に行きたくないとは回答しているが実際は頑張って登校していた。3学期は少し行きたくないとは回答しているが実際は欠席が増えてきた。もちろん母からの助言もあったとはいえ、少し行きたくないと思うと休まざるを得ないほど心労がつのつていた状態になっていたと推察される。「嫌なことを言われる」「嫌なことをされたりさせられたりする」項目については、実際は誹謗中傷や仲間外れや無視によるいじめを受けていた11月は「あまりあてはまらない」2月

は「当てはまらない」と回答しており、むしろ困っていることや悩みについて言語表出ができなくなってきたと思われる。ここに本生徒の二律背反した複雑な心境がうかがえる。

上記とは別の学校生活アンケートによると、本生徒は1学期（6月）及び2学期（11月）は「クラスがとても楽しい」と回答しているが、3学期（2月）は「クラスがとても楽しくない」と回答している。アンケートは4段階評価であり、アンケートの回答は学校が一覧表にして数値化している。本生徒のように「楽しい」から「楽しくない」と前回から3ポイント下がった生徒はクラスでは本生徒だけであった。しかし、この件についてどのように指導がなされたかについては資料がないため不明である。

この背景要因として、本生徒に対する下記の56件のいじめが発生したことが指摘できる。

- (1) 鬼ごっこで継続的に本生徒に鬼の役割を押し付けて置き去りにし仲間外れにするだけでなく、LINEグループメンバーに知らせた上で嘲笑。
- (2) 本生徒がA（ ）から嘲笑されたことを教員に話したことに対するAの逆恨みによる直接の嘲笑・暴言。
- (3) R（ ）からの無視及びFがインスタグラムのストーリーに本生徒とFとの会話を書き込み嘲笑。
- (4) 本生徒のインスタグラムのダイレクトメールにAから「もう関わらんといてな」等書き込みをされた。本生徒は気丈に「わかった 今までありがとうな」と返答。しかし、Aは追い打ちをかけるようにさらに「死んでください」等と激しく誹謗中傷。
- (5) 本生徒がクラスのグループLINEに再登録できないように（ ）LINEグループ内で画策し再登録を遅延妨害。
- (6) J（ ）が席替えで本生徒と同じ班にならないよう担任に訴えただけでなく、（ ）LINEグループ内のメンバーに対しても同様の提案を執拗に画策する。
- (7) 本生徒に対する拒否と暴言・誹謗中傷を繰り返すJの執拗な態度。
- (8) インスタグラムの質問箱によるいじめ12件
- (9) LINEでの陰口によるいじめ37件

なお、上記56件のいじめ行為の時期は本人が命を断つまで続いた。例えば、（ ）によるLINEグループ内での誹謗中傷によるいじめは7月から1月にかけて、鬼ごっこにかこつけた隔離による仲間外れのいじめは少なくとも9月から継続的に行われていた。また、（ ）LINEグループ内での誹謗中傷によるいじめは11月から2月にかけて、発信者が特定されないインスタグラムの質問箱における「ワクチンの二回

目で「Si ね☆」「しんでみーや」「なんで4 はないの？」等の誹謗中傷によるいじめは、10月から継続的に行われていた。Aからのインスタグラムのダイレクトメールによる「死んでください」等の直接的な書き込みによる辛辣ないじめは12月、グループによるクラスLINEへの再登録遅延妨害による仲間外れはいじめは1月、同じ班になりたくないというJの激しい拒否と画策による仲間外れはいじめは1月、Jの執拗ないじめの言動は少なくとも9月から2月にかけて行われている。このように本生徒を死へと追い込む陰湿で執拗ないじめが次第にエスカレートしていったことが伺える。

本生徒は、少なくとも9月には本人を除くクラスの男子生徒18名のうち10名が参加している2種のLINEグループで暴言・誹謗中傷を受けており、当然ながら本生徒は周囲から嫌な気配を日常的に感じていたと推察される。

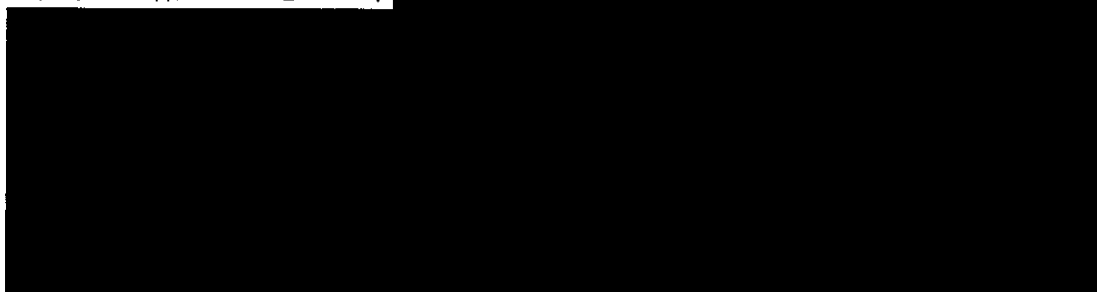
3年時は本生徒に対するいじめと並行して6月頃から本生徒自身の問題行動が確認され、いじめがひどくなるにつれ問題行動も目立つようになっていった。本生徒はいじめによる辛く厳しい心的ストレスに耐えられず問題行動化せざるを得ない状況に追い込まれていたものと推察される。このことから、いじめ被害の心的ストレスが日ごとに増幅していたことが伺える。

3年時頃から一日に何度も家庭における自室の体重計に乗る様子が見受けられるようになり、「太っているのではないか」「醜いのではないか」と容姿を気にするようになった。これは亡くなる時まで続いた。3年時11月半ば以降、本生徒の食事量が極端に減り、弁当箱は小サイズに、また1月にはそれすら残すようになり、最終的にはより小さな弁当箱になった。

本生徒が実際以上に自身の容姿を低く評価することや買い物が増えたこと等の行動傾向の強まりから、保護者は高校入学までには本生徒を一度心療内科に受診させたいと内心強く心配していた。

上記に述べたいじめ被害(2)について、その前段階に嫌がらせ行為を受けていた。そのエピソードとして、本生徒は同日下午校中にA、C、Fからおちょくられたため道路にカバンを置いて追いかけた。そのことで近隣住民から学校に問い合わせがあったため、教員が本生徒に携帯電話をかけたところ、本生徒が電話に出たため、その前のいじめ被害に対する対応がないまま、本生徒の携帯電話の持ち込みという生徒指導上の問題行動のみが指導対象とされた。このことで本件が教員に知れるところとなった。本生徒は教師からいじめ被害者として対応されなかったばかりか、このことを逆恨みしたAから更にいじめを受けて追い込まれた。

その後11月以降のいじめ加害(1)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)が増大してきたが、



3年時の本生徒の行動分析から本生徒の心理的行動特徴について下記に指摘したい。

3年時になると、本生徒を死に至らしめた嘲笑、誹謗中傷、陰口、暴言等による陰湿で執拗な集団によるいじめが続いた。確認できる限りでは、これらのいじめは7月から始まり、遊びにかこつけた仲間外れによるいじめやインスタグラムの質問箱、及び本生徒が所属していないLINEグループ等によるいじめにより、本生徒は直接的にも間接的にも長期間にわたりさまざまな角度からいじめによる攻撃に晒されてきた。特に、11月の修学旅行からいじめ加害の質量ともにエスカレートしてきた。インスタグラムの質問箱では誹謗中傷の中には「早く死ね」と存在を否定する言葉が何度も浴びせられていた。また、グループLINE内で陰湿な陰口を言う者やそれを傍観している者がクラスの男子のうち3分の2に昇る中での学校生活は、本生徒にとって嫌な気配が日々感じられていたと思われ、本生徒の心的ストレスは本生徒自身が意識している以上に相当高まっていったものと推察される。本生徒はこのような執拗な仲間外れによって次第に孤立化させられクラス内での居場所が益々なくなっていった。そのため、日頃問題行動を行う仲間と行動する機会も次第に増えていったと思われる。言い換えれば、そこにしか居場所がなくなってきたといえる。

いじめによる心的ストレスは身体症状にまで及び、過剰に太ることを気にするだけでなく、次第に食事も受けつけなくなり、不眠を訴えるほどになった。

なお、3年になってからも本生徒の授業中の居眠りは続いていたが、その原因としては、一般的に他の生徒にも見られる勉強からの逃避等の側面と共に、このいじめによる心的ストレスからくる不眠・睡眠不足があったと思われる。既に述べたとおり、本生徒の授業中の居眠りが、他の生徒の本生徒に対する厳しい視線や態度につながり、本生徒がクラス内においても孤立感を強める要因になったものと思われる。本生徒の授業中の居眠りに対して、教員らは、その原因についての配慮や見立てがないまま対処的

な指導を行っていたと思われるが、前記のとおり、学年主任が授業中に居眠りをしている本生徒の筆箱にチョークを落とし入れて筆箱を粉まみれにするという著しく不適切な指導が行われたこともあった。このような教員の態度も、本生徒のクラス内での居場所を一層失わせ、孤独感・疎外感、無力感等を強める要因になったものと思われる。

このような状況の中で、12月以降は本生徒は日増しに欠席するほどに追い込まれていった。

12月初旬、本生徒は9月頃から始まった鬼ごっこ遊びが実は遊びではなく自分がいじめられていたということに気がつき、これまでにない衝撃を受けて深く傷ついたものと思われる。基本的に仲間と一緒に過ごすことが好きな本生徒にとって、遊び仲間と思っていた仲間からの裏切りは相当に堪えたものと思われる。また、強い孤独感・疎外感にも陥ったものと推察できる。ほとんど学校を休むことがなかった本生徒は、それ以降亡くなるまで月に数日間欠席するようになった。また、本生徒は12月中旬に初めて担任教諭にいじめのことを相談した。同時期Aから「関わるな」「死んでくれ」等言われており、これに呼応するかのようになり、この時期、本生徒は、他のクラスの生徒に対しLINEで「もし飛び降りるんやったら頭から落ちた方が楽やで」というメッセージを送るなど、死ぬことを意識し、それを同級生に漏らさざるを得ないほどに追い込まれ、苦しい状況に陥っていたものと思われる。このことから心的ストレスが積み重なり心身ともに疲弊していたことが理解できる。本生徒は1月になるといじめについて更に2回担任教諭に相談した。いじめ被害による苦悩に本生徒は耐えきれず担任教諭に相談せざるを得ない状況に追い込まれていたものと考えられる。当初保護者（母）からのいじめ被害の相談に担任教諭は「特に避けられているようには見えない。」との趣旨で返答していたが、本生徒からの2回目の相談を受けた1月下旬には事態を重く見て学年教員に見守りを周知するほどであった。しかし、この件についても学校からのいじめ被害という対応がなされなかった。保護者（母）はいじめ被害や不眠を訴える本生徒の状況を案じて、12月から1月にかけて本生徒のいじめ被害について3回担任教諭に相談している。

長期にわたる56件の陰湿ないじめにより、卒業後の高校生活で友人関係を構築することができないのではないかと強い不安に苛まれた本生徒は、益々苦しい心境に陥ったものと考えられる。その心境にもはや耐えられなくなった本生徒は、絶望と無念な気持ちを抱えながら死を選択せざるを得なかったものと推察される。

4 まとめ

本生徒は1年時にクラス及びクラブで侮辱と仲間外れによる5件の直接的ないじめ被害を受けた。本中学校の対応はいずれもいじめ被害としてではなく、生徒指導上の問題行動としての理解と対応の域を出ないものであった。また、クラブの退部転部に際しても、何故か本生徒の自己都合で退部したと捉えられ、本生徒の状況が理解されることなく転部に至らなかった。本生徒は本中学校でのクラス及びクラブの両生活場面において侮辱に満ちた仲間外れによるいじめのため重大な心の不全感を抱えたまま2年時へと進級したものと思われる。

2年時で本生徒は本人がメンバーでないグループLINEによる1件のいじめ被害を受けた。いじめの様態が表立ったものから外目にはわからない陰口へと変化してきた。また、2年時の終わり頃から本生徒のインスタグラムの質問箱に不特定対象による誹謗中傷が投稿され出したようである。そうした経緯の中で体臭や頭髪、体重という身体にまつわる悩み、いわゆる心身症的な悩みが見られるようになってきた。いじめにまつわる表立った悩みから身体の悩みへと悩みの様態が変質してきた。

しかし、1年時及び2年時と比較して3年時になると、一見ひょうきんに反応する本生徒の態度や行動も受験関連の行事が増えるにつれて、次第に以前のように周囲に受け入れられなくなってきた。

そうした状況の変化に伴って、本生徒に対するいじめ被害数が3年時に至って特に7月頃から目立って増加し、実に56件にも昇った。その件数は11月以降爆発的に増大し、もはや尋常な数ではなくなった。時にAやJだけでなく不特定多数による「仲間外れ」を遥かに超えた「死ぬこと」を本生徒に幾度となく求める悪意に満ちた内容のSNSが執拗に届けられた。間近に迫る受験の緊張感の中、こうした3年時に発生した陰湿で執拗ないじめ被害の急激な増加により、本生徒は繰り返し多方面からのいじめによる攻撃に晒された結果、心的ストレスが制御できずに本生徒を日々苦しめた。

今回、いじめ被害の内容や時期と本生徒の体臭や薄毛・抜け毛、更に太ることを気にし始めた時期が概ね重なることから、このことはいじめ被害の心的ストレスによるいわゆる心身症的不調だと考えることができる。目に見えるいじめ及びSNSやLINEによる陰湿な誹謗中傷や仲間外れが執拗に続いたことから、本生徒は疎外感や孤立感等の苦悩や葛藤に強く苛まれるだけでなく、更に心身症的不調としていじめ被害が本生徒を心身の危機的窮地に追い込んだものと推察される。そして、3年時の2月17日、本生徒は自らその命を絶った。

以上、いじめと本生徒の自死は密接に関連があると考えられる。

なお、本生徒に対するいじめの実態と死に至るまでの変化過程を視覚的に捉えやすくするために、資料2の「いじめ事実経過等一覧表」として時系列でまとめたものを掲示した。

第7 学校の対応の問題点

1 法に従った「いじめの認知」及び「組織的ないじめ対応」が全く行われていない

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）及び文部科学省のいじめ防止基本方針（以下「基本方針」という）により、学校には、法第2条の定める「いじめ」の定義に従って「いじめの認知」を確実にを行い、「学校いじめ対策組織」（以下「いじめ対策委員会」という）（法第22条）において情報を共有し、その組織対応により、事実の調査・確認、アセスメントに基づく、被害生徒への支援、加害生徒への指導、再発防止の見守り・支援、保護者への説明等の「いじめに対する措置」（以下「組織的ないじめ対応」という）を実施することが求められている。

しかし、本件においては、法第2条が定める「いじめ」の定義に従った「いじめの認知」が全く行われず、「組織的ないじめ対応」にも全くつながっていない。

すなわち、本事案においては、前記第4で認定しているとおり多数のいじめ事実が存在したものであるが、このうち、次に挙げるいじめについては、保護者又は本生徒本人からの明確ないじめ被害の申告があったにもかかわらず、本中学校は、法が求める「いじめ」認知を行わず、「組織的ないじめ対応」が行われることも全くなかったものである。

具体的には以下のとおりである。

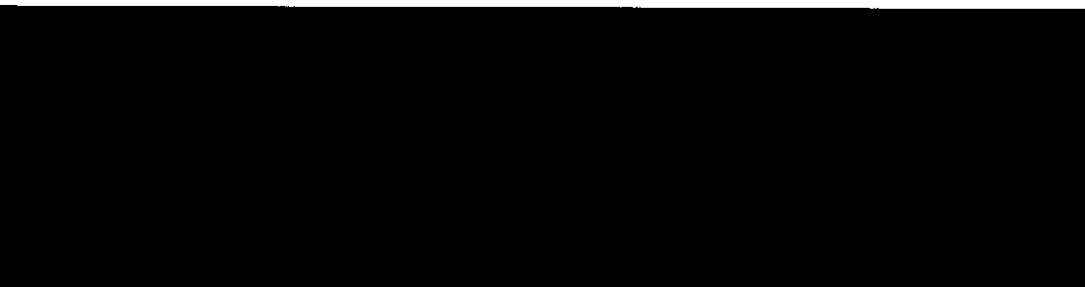
(1) 1年時の2学期の動画拡散のいじめ及びLINEグループ内でのいじめ 前記第4～6のとおり、これらのいじめ事実については、本生徒のスマートフォンから発見した保護者（母）が本中学校に被害申告を行っている。

この被害申告に対し、本中学校ではこども支援コーディネーター（ただし1年時には生徒指導主事であった）を中心に加害生徒らに対する指導や各家庭訪問等の生徒指導対応が行われていたが、明らかないじめ事実の申告であったにもかかわらず、「いじめ」として認知・対応された事実はなく、いじめ対策委員会による組織的ないじめ対応が行われた形跡はない。

その結果、事実調査、加害・被害の原因・背景等についてのアセスメント（見立て）も十分に行われず、加害生徒らに対する十分な指導、本生徒に対する支援もなく、また、再発防止のための継続的なモニタリングも行われなかった。

この1年時に発生した動画拡散のいじめ、LINEグループ内のいじめは明らかないじめ事実であり、しかも、その内容は極めて悪質であり、いかなる経緯・理由があつたとしても、被害者である本生徒に対して深刻な心理的ダメージ（自尊感情の低下や不安感、孤立感等）を与えたであろうことは容易に推測されるものであつた。

このような重大ないじめ被害の申告に対して、学校が「いじめ」としての認知を行わず、組織的ないじめ対応を行わなかったことは極めて重大な問題であつた。結果として見ると、この時に、しっかりとしたいじめ対応（事実確認、指導、支援、見守り等）が行われなかったことにより、いじめを生みやすい友人関係や土壌を継続させ、ターゲットとなつていた本生徒の孤立感やヘルプの声の上げにくさ等につながっていった可能性が高いと思われる。



本中学校には、法的ないじめ対応の意識が、根本的に欠けていたと言わざるを得ない。

(2) [redacted] 部内のいじめについて

[redacted] クラブ内のいじめについては、前記第4～6のとおり、①令和元年11月5日に保護者（母）から「クラブのメンバーで外食した際にとられた写真において、本生徒の顔にだけスタンプをつけられている」旨の相談、②令和2年1月には、保護者（母）から「部員たちが部活後に遊んだりする時に、理由もわからないまま本生徒だけが仲間に入れてもらえず、また、本生徒が誘っても『今日は行けない』と言いながら他の部員とは遊んでいるなど、本生徒が他の部員から疎外されて、孤立している」旨等の相談が行われている。

①について [redacted] 部顧問は加害生徒から事情を確認し指導を行っているがあくまでも部活内の人間関係トラブルについての生徒指導に

とどまり、①②のいずれについても、本中学校が、保護者（母）からの被害申告を、いじめとして認知することはなく、いじめ対策委員会による、事実調査、加害生徒への指導、被害者支援、再発防止の見守り等の本格的ないじめ対応が行われることはなかった。

その後、令和2年1月に、本生徒は[]を退部した。③退部届の理由欄には、保護者（母）によって「クラブ内で陰湿ないじめを受けたため」等の記載があった。この退部届の記載も本生徒及び保護者によるいじめの被害申告に他ならないが、かかる被害申告に対しても、学校によるいじめ対応が行われた形跡はない。

さらに、④1年生3学期のいじめアンケートにおいて、本生徒は自由記述欄に「LINEなどで嫌なことを言われる時がある。クラブでも」と記載していた。これも本生徒自身による被害申告に外ならないが、この被害申告に対しても、担任教諭からの聴き取りを含め、学校によるいじめ対応が行われた形跡はない。

前記第6で述べたとおり、本生徒にとって[]部は極めて重要な「居場所」となっていたものであったが、結果的に、いじめ被害者としての支援を受けることがないまま、本生徒は[]部を退部することとなり、本中学校における重要な「居場所」を失うことになったものと思料される。

本生徒自身にも、その[]や特性から様々な対人関係上の課題があったとしても、本中学校が、度重なる被害申告に対して、いじめとして認知せず、組織的ないじめ対応につながらなかったというのは、あまりにもいじめ問題への感度が低く、被害者支援の視点、危機管理の視点に欠けた対応と言わざるを得ない。

(3) 令和3年10月5日に地域の人から「下校時に本生徒の鞆が放置されている」旨の連絡が入った事実について

中学3年時の令和3年10月5日、本生徒は下校の際にA、C、Fからおちよくられ、鞆を置いて追いかけたところ、地域の人から、本中学校に「鞆が放置されている」との連絡が入り、学年主任が本生徒の携帯電話に電話をかけたところ、本生徒本人が電話に出たことで、本生徒の携帯電話の校内持ち込みが判明するという出来事があった。

本来、この出来事は、本生徒のいじめ被害事案として認知されるべき出来事であったが、本中学校は「本生徒のスマホ無断持ち込みの問題行動」としてのみ把握し、いじめ事案としての認知は行わず、組織対応による加害生徒らへの指導や本生徒への支援的対応も行われることはなかった。

かかる本中学校の対応は、同様に法的に問題であったことに加え、本生徒にとっては「いじめ被害者であるにもかかわらず、自分の問題行動だけが指導される」という、無力感、自己肯定感の低下、孤立感と不信感につながる出来事となったと思われる。

(4) 令和3年12月14日の本生徒自身からのいじめの訴え

前記第5のとおり、令和3年12月14日、本生徒は「頭痛」を理由に欠席したが、同日朝、本生徒は、初めて、担任教諭に「①修学旅行以降、Rが無視してくる」「②インスタグラムの質問箱でたたかれており、悪口もある」「③1週間前から、Fからおちよくられ、インスタグラムのストーリーに、本生徒との会話を馬鹿にしてのせる」等と訴えている。

これに対し、担任教諭は③についてはFからの聴き取りと指導を行ったものの、いずれについても、学校としてのいじめ認知といじめ対策委員会による組織的ないじめ対応には全くつながらず、具体的な事実についての聴き取り調査、聴き取り調査に基づく加害生徒らへの指導、本生徒への被害者としての支援、再発防止の見守り等の法が求めるいじめに対する措置は全く講じられなかった。

本生徒が思い切って被害申告をしたにもかかわらず、インスタグラム、LINE等での本生徒への攻撃・誹謗中傷や学校生活の中でのいじめは全くおさまらず、本生徒の無力感、自己肯定感の低下、クラスや仲間からの孤立感は一層強まっていった。

(5) 令和4年1月19日に、本生徒が「友人関係」という理由で欠席した際に本生徒の保護者（母）は、本生徒に内緒で、担任教諭に「本生徒が学校を休んでいる本当の理由は、クラスから仲間外れにされているからである」等と伝えた。

この保護者（母）からの訴えも、本生徒の精神的な状況が悪化する中での切羽詰まった状況の中でのいじめ被害の申告であったが、担任教諭は「特に避けられているようには見えませんが」等と応えて、本中学校としてのいじめ認知と組織的ないじめ対応につなげることはなかった。

(6) 令和4年1月24日の本生徒から担任教諭への直接の被害申告

令和4年1月24日、本生徒は「体調不良」という理由で欠席した際に、担任教諭は本生徒宅を家庭訪問した。その際に、本生徒は担任教諭に「Jの絡み方がうっとうしい。J本人には言わないでほしい」「学校がおもしろくない」「しんどくはない」等と話した。

これに対して、担任教諭は、本生徒に対して「Jは以前から言い方について注意していた。今後も注意していく」「本生徒が、学校がおもしろくないだけで、しんどくないなら、学校に来てほしい」等と述べるにとどまり、この段階においても、本生徒から具体的ないじめ被害の事実の聴き取りは行われていない。このとき、担任教諭は、本生徒からの上記訴えを生徒指導主事、学年団には報告したようであるが、本中学校としてのいじめ認知や組織的ないじめ対応につながることはなかった。

いうまでもなく、本生徒の上記の訴えは明らかないじめ被害の申告であり、これまで述べてきたところと同様に、かかる被害申告を学校としてのいじめ認知と組織的ないじめ対応につなげることができなかった点には法的に問題があったことは言うまでもない。

この1月24日の時点においては、①担任教諭は、本生徒がインスタグラム質問箱やLINEによる誹謗中傷を受けていることを認識していたこと、②本生徒がわざわざ特定の名前を挙げて被害を訴えていること、③これまでは登校できていた本生徒に欠席が増え始めていたこと（本生徒のメンタル面のしんどさが増大していたことは明らかであること）等からすると、たとえ、本生徒が「しんどくはない」「J本人には言わないでほしい」等と言っていたとしても、少なくとも、組織的ないじめ対応につなげた上で、本生徒から詳しい聴き取りを行い、Jに対する指導方法、本生徒に対するメンタル面の支援方法、再発防止の見守り方法等についての検討を行う必要があったもので、上記のようなアドバイスのみで終了した担任教諭及び本中学校の対応は、危機管理の視点からも、重大な問題があったと言わざるを得ない。

2 いじめアンケートに対する対応の問題点

上記のいじめ被害の申告以外にも、本生徒は、1年～3年の学期毎に行われていたいじめアンケートにおいても、いじめの存在をうかがわせる記載を繰り返し行っている。

これらのアンケート記載は、本生徒自身によるいじめ（又はその疑い）の申告にあたり、本来、学校はいじめ（又はその疑い）として認知し、いじめ対策委員会において情報を共有し、少なくとも、本生徒から詳しい聴き取りを行った上で、本生徒の支援と共に、加害生徒らに対する指導、再発防止の見守り等を行う必要があった。

これらのアンケート記載に基づいて、担任教諭から本生徒への聴き取りは行われていた可能性はあるが、その聴き取り記録等は残されていない。また、いずれにしても、その後のいじめ対応にはつながっていない。本中学校

が、このアンケートの記載をいじめ（又はその疑い）として認知し、いじめ対策委員会において情報を共有し、組織的ないじめ対応を行った形跡は全く認められないのである。

本来、学期毎に行われるいじめアンケートは、いじめを早期に発見し、早期支援につなげていくうえで極めて重要な役割を担うべきものであるが、そのためには、アンケートへの生徒の回答・記載事項のチェックを担当に任せるのではなく、確実に、いじめ対策委員会において情報を共有し、複数の目で記載事項をチェックし（内容によってはスクールカウンセラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等の専門職のチェック）、その後の対応を決定する必要がある。

本生徒が、1年～3年を通して学期毎に実施されたいじめアンケートにおいて（記載内容に違いはあったとしても）いじめ被害を訴え続けていたという事実は極めて重要であり、この訴えに対して、学校が一度もいじめとして認知せず、組織的ないじめ対応（事実確認、加害者指導、被害者支援、見守り等）を行わなかったというのは、法的に重大な問題であったと共に、本生徒の無力感、自己肯定感の低下、学校に対する信頼感の低下につながった可能性を否定できない。

3 法が求める「いじめ対策委員会」が一度も開催されていない

本件においては、上記2で述べたとおり、多数回にわたって、本生徒及び保護者（母）から、様々な形でいじめ被害又は疑いの申告が行われているにもかかわらず、法が求めるいじめ対策委員会が一度も開催された形跡がない。

上記2のとおり、本生徒及び保護者（母）からの被害申告が「いじめ」として認知されなかったことの必然的な結果であるが、それにしても、本件のように、中学校1年時から3年時までの間に極めて多数回にわたっていじめ事案が発生し、そのうち、本生徒自身及び保護者（母）から相当回数にわたって被害申告が行われている事案において、いじめ対策委員会の開催が全く行われていないというのは、余りにもコンプライアンス意識に欠ける対応であった。

いじめ対応においては、一般的な生徒指導対応以上に、関係生徒からの聴き取り等による丁寧な事実調査と背景調査が求められ、その上で、いじめの背景・原因、加害生徒・被害生徒等の課題や被害状況等のアセスメントに基づいた、加害生徒への指導に加えて、被害生徒への支援と再発防止のための見守り等が不可欠となる。これを担任や生徒指導担当のみで行うことは困難であるため、上記のいじめ対応を目的とした確実な組織対応が求められてい

るものである。

本事案においても、本生徒及び保護者（母）からの訴えについて、担任教諭と生徒指導担当との間の情報共有や生徒指導委員会等における検討が行われていたものであるが、いじめ対策委員会が開催された形跡は認められない。少なくとも、議事録等の開催記録は全く残っていない。

その結果として、いじめ事案として、いじめ事実や背景事実についての詳細な聴き取り調査等を行われず、加害生徒らに対する一般的な生徒指導にとどまり、アセスメントに基づく、加害生徒らに対する本格的な指導、本生徒に対する被害者としての支援、再発防止の見守り等が実施されることもなかったものである。

4 なぜ、繰り返し行われたいじめ被害の申告に対して、「いじめ認知」が行われず、「組織的ないじめ対応」が行われなかったのか？

本中学校においては、法第2条の定める「いじめ」の定義に関する正しい理解ができておらず、法に従った「いじめ認知」の必要性に関する知識と意識が明らかに欠けていたと思われる。

法第2条の「いじめ」の定義は、いじめが教職員の目が届かないところで発生することが多いため、エスカレートしやすく、最悪の場合は命にかかわる問題に発展するリスクがあるため、学校・教員が、いじめを見逃さないようにするために、被害者の立場にたって、被害者が心身の苦痛を感じていること（感じる恐れがあること）に重点をおいて、いじめの早期発見、早期対応、早期解消を図ることを目的とするものである。

しかし、本中学校においては、管理職を含め、学校・教員全体として、法第2条の「いじめ」の定義に従った「いじめ認知」の必要性に関する知識と、それが法的な義務であるという意識が根本的に欠けていたと思われる。

実際に、本中学校においては、毎年多数の問題行動が生徒指導対象事案として認知されており、その中には本来いじめとして認知されるべき事案が多数含まれているにもかかわらず、「いじめ認知」件数は極めて限られている。具体的には、令和元年度は7件、令和2年度は19件と極めて少ない数に留まっている。令和3年度（本生徒の中学3年時）は、令和4年2月17日までで34件と増加しているが、問題行動の認知件数と比較すると極めて少数である。なお、既に繰り返し指摘しているとおり、本生徒のいじめ被害事案について「いじめ認知」が行われたことは一度もない。

同様に、法及び基本方針においては、最も重要なルールの一つとして、「学校いじめ対策組織」（法第22条）による「組織的ないじめ対応」が

求められている。学校において、いじめのシグナル発見した時には、直ちに「いじめ対策委員会」を開催し、その組織対応によって、事実調査、アセスメントに基づく加害者指導、被害者支援、再発防止の見守り等の「いじめに対する措置」を講じなければならない。これは学校の法的義務であり、各学校にはこの「組織的ないじめ対応」が法的に義務づけられているわけであるが、残念ながら、本中学校の管理職及び教員にはその知識と理解が根本的に欠けていた可能性が高い。

前記のとおり、本生徒のいじめ被害について「いじめ対策委員会」が開催されていないことは既に述べたとおりであるが、他の生徒に関わるいじめ事案についても、本生徒の自死事案が発生するまでは、法が求める「いじめ対策委員会」が開催されていたことを示す形跡が認められない。問題行動等に対する生徒指導を目的とする会議は極めて多数回開かれているにもかかわらず、法が求める「いじめ対策委員会」が全く開催されていないというのは余りにもコンプライアンス意識に欠けていたと言わざるを得ない。

我が国のいじめ防止の取組みについては、平成25年9月よりいじめ防止対策推進法が施行され、そのガイドラインともいえるべき基本方針が制定され、学校によるいじめ問題への対応が法的に義務づけられた。これが大きなターニングポイントであり、これによって、学校におけるいじめ問題への対応は本来大きく転換する必要があった。

法第13条は、各学校において「学校いじめ防止基本方針」を定めることを義務づけており、本来、この学校いじめ防止基本方針の策定が、法が求めるいじめ対応の必要性を学校・教員に周知・徹底する出発点となるべきものであった。

本中学校においても、平成26年に「学校いじめ防止基本方針」が策定されている。いうまでもなく、この学校いじめ防止基本方針の中にも、法に基づいた「いじめ認知」の必要性と、いじめ対策委員会の設置が明確に定められ、学校のいじめ防止対策の中核を担う役割が与えられている。

しかし、この学校いじめ防止基本方針作成後においても、教職員への理解の促進や校内研修等の働きかけなど、その周知徹底につながる取組みが行われていなかった。

その結果、平成25年の法及び基本方針が制定され、本中学校いじめ防止基本方針が策定されて以降も、本中学校におけるいじめ問題への対応は全く変化せず、従来型の生徒指導対応にとどまっていたものと思われる。

この点が、本事案において、本生徒のいじめ被害に対する対応が極めて不十分・不適切なものとなった大きな理由であると考えられる。

5 本生徒に対する「支援の視点」「被害者支援の視点」の著しい欠如

もう一つ、より本質的な理由として、本中学校の教員においては、本生徒の入学当初から自死に至るまで、本生徒に対する「支援の視点」、更には、「いじめ被害者支援」の視点が著しく欠けていたと思われる。

本生徒については、中学校入学時点において、小学校時代の問題行動や友人関係トラブルの多さ等の困難な生徒指導に関する情報等が主として引き継がれていたことや、入学後においても友人関係トラブルが続いたために、本生徒は、1年時から主として生徒指導の対象として捉えられ、いじめ被害者として支援すべき対象として見られることがなかったものと思われる。

中学1年時の2学期に発生した動画拡散のいじめ及びLINEグループ内でのいじめについても、客観的には、極めて深刻ないじめ被害であるにもかかわらず、本生徒にも原因があり対人関係トラブルの一つである等の理解から、本生徒自身の加害性に対する指導的な視点が教員の中で強く、本生徒の被害に対する支援的な視点は極めて弱いものであった。中学2年になってからは、本生徒は友人関係におけるトラブルが減少し、比較的落ち着いた学校生活を送ることができていたが、1年時からの引継ぎを受けて、友人関係トラブルが多く指導的な見守りが必要であるとの教員の認識・捉え方には大きな変化はなかった。更に、中学3年になってからは、クラスの中での友人関係を求める本生徒の行動はクラスの男子生徒から受け入れられず、本生徒の意思に反して、クラスの中で浮きはじめ、孤立状況が顕著になっていった。そのような中で、クラス内で居場所を失った本生徒はクラス外の友人関係を求め、それらの友人と共に、学校内外での飲酒、禁煙等の非行行為を行うようになっていき、結果として、教員らの本生徒に対する生徒指導的な視点のみが強化され、その背景にある、本生徒に対する支援の必要性が意識されることは、より一層なくなっていった。

なお、

結果的には、本生徒が3年のクラスの中では、安心できる仲間や楽しいを感じることができる「居場所」を見出すことができず「孤立感」を強めていき、本生徒は、クラス以外での「居場

所」を求め、Aをはじめとする生徒らとの関わりも求めたが、本生徒の非行傾向を過剰に非難する陰口やインスタグラム質問箱での誹謗中傷にさらされることとなり、その結果、いじめ被害がエスカレートしていった可能性が高い。

6 生徒指導体制についての問題点

上記のとおり、本生徒にかかる「いじめ認知」と「組織的ないじめ対応」が行われなかった理由として、本生徒が問題行動や非行を繰り返す生徒指導の対象生徒としてのみ捉えられ、本生徒に対する「支援の視点」、「被害者支援の視点」が著しく欠けていた点を指摘した。

しかし、そもそも、本来の生徒指導においては、問題行動や非行に対して対処療法的な指導を行うのではなく、問題行動や非行の原因となっている様々な心理面の課題（自己肯定感の低下、不安の増大、自信の喪失、信頼感の低下等）や発達面の課題（コミュニケーションスキルの低さ、共感性の低さ、暴力や暴言の学び等）、その原因となる学校要因（教師との関係、学力や進路不安、いじめ等の友人関係不安等）や家庭要因（虐待等の愛情・安心・安全に不安のある家庭要因）等についてのアセスメントに基づいて、愛情保障、発達保障等を目的とした指導と支援が求められる。

本件においても、たとえば、1年時における子どもの問題行動や友人関係トラブルの原因、2年時においては本生徒の問題行動等が減少し比較的落ち着いた学校生活を送ることができた原因、3年時になって再び本生徒の問題行動が増加し、クラス外の友人と共に問題行動や非行を繰り返すようになった経緯・原因等についてのアセスメントを行うことができていたならば、本生徒に対する指導のあり方も大きく変化したものと思われる。そして、そのアセスメントの過程において、3年時においては、本生徒に対するいじめが深刻化し、また、本生徒がクラスにおいて孤立化し、クラスにおける居場所を失っていく姿についても、容易に気づくことができたものと思われ、問題行動等に対する指導の必要性と共に、いじめ被害に対する支援の視点も十分に持つことができたと思われる。

このようなアセスメントに基づいた生徒指導・支援を効果的に行うためには、個々の教員のスキルと共に、生徒指導担当教員を中心としたチーム支援体制が必要となるが、本中学校においては、ベテラン教員でこども支援コーディネーターでもあった教員が生徒指導において重要な役割を担っていたものの、アセスメントに基づく生徒指導と支援の必要性について理解している

教員は少なく、また、いわゆるケース会議等を積極的に活用したチームによる指導・支援体制は機能していなかったと思われる。結局、担任等が日常の業務に追われる中で、生徒指導担当教員等との個別のやりとりによる対処療法的な生徒指導に陥っていたものと思われる。

結果としては、本生徒についても、担任及び生徒指導担当教員が中心となって、問題行動や非行行為について、アセスメントに基づかない対処療法的な生徒指導が繰り返され、それが、本生徒に対するいじめ被害についての認識の不足（甘さ）と支援の視点の欠如につながったものと思料される。

なお、学校の生徒指導・支援体制において、学校・教員によるアセスメント・プランニングをサポートする存在として、SCやSSW等の専門職が存在する。


しかし、本中学校では、SCは配置されていたもののこども支援コーディネーターとの連携による相談ニーズの高いと思われる生徒に対するカウンセリング業務が中心となっており、生徒指導におけるチーム支援体制には組み込まれておらず、学校・教員のアセスメント・プランニングをサポートする役割は基本的に担っていなかったと思われる。

また、SSWについては、そもそも門真市においてはSSWの人員が少なく配置活用が進んでいない状況にあり、本中学校においても、SSWが活用された形跡はない。

7 特別支援教育と生徒指導との連携体制の問題点



前記のとおり、本生徒には、人との距離感がわかりにくい、自分の考えをうまく言葉で表現できないことが多い、他者の気持ちを推測する力が十分でなく、相手や周りの気持ちをくめずに、悪意なく他者を傷つけることがある、自分の気持ちをわかってもらえないと思込みやすく、その結果、自尊心を低下させやすい傾向がある等の特性があり、これらの特性は、学校・教員によって当然理解されているはずのものであった。

そして、、友人関係等においてもトラブルを抱えやすく、加害・被害の両面において、いじめ問題に巻き込まれるリスクが高い。しかも、自分の複雑な感情や心情について言葉で表すこ

とは困難さ等を抱えていることもあって、いじめがエスカレートし、被害も深刻化しやすい傾向がある。

このように明確に支援教育の対象とされ、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXいじめ被害のリスクについても本来は十分に認識されているはずの（認識されているべき）本生徒について、何故、これほど深刻ないじめ被害が認知されず、組織的ないじめ対応が行われず、学校は指導的な対応に終始してしまったのか、そこに大きな疑問と問題を感じざるを得ない。

その原因としては、本中学校においては、特別支援教育におけるアセスメントと指導・支援プランが「通級」以外の日常的な教育活動や生徒指導場面においては全く活かされておらず、支援教育担当以外の教員においては、本人の特性が適切に理解されず、特別支援の必要性が認識されていなかった可能性が高い。

そもそも、本中学校においては、支援教育担当と生徒指導担当との連携が図られておらず、生徒指導担当が日々発生する問題行動等への対応に追われる中で、前述したアセスメントに基づかない対処療法的な指導・対応に終始してしまったものと思われる。本生徒に対する生徒指導においても、ケース会議が開催され、その会議に支援教育担当が参加して、本生徒に対する支援の視点から積極的なアセスメント情報の提供や意見が述べられていたならば、いじめ認知が全く行われないうような極端な事態は回避できた可能性が高い。

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、クラスの友人との関係で陥りやすい状況や学業に取り組みづらい状況などの本生徒に関する特別支援情報が、担任・学年代表・生徒指導担当との間で共有された上で、本人の課題や気持ちに寄り添った、教育活動（授業等）や生徒指導が実施されるべきであった。このような連携に基づく生徒指導・支援が普段から行われていたならば、「いじめ認知」も当然に行われていたものと思われる。

なお、生徒指導と特別支援教育の連携の必要性については、文部科学省からの「特別支援教育の推進について（通知）」において、生徒指導上の留意事項として、「障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、SC等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る

適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。」（19文科初第125号 平成19年4月1日）等の指摘が行われている。

この文科省通知等を受けて、本中学校においても、学校組織体制として生徒指導と特別支援教育の連携が重要であることは認識されており、令和3年度からは、2か月に一回開催される校内支援委員会（支援対象となる生徒のピックアップ、支援ニーズのアセスメントと支援プランの検討を行う委員会）に、生徒指導担当者や学年代表等を加えて開催する旨の組織改編が行われた。また、他方、生徒指導会議にも、特別支援教育担当者が参加する予定となっていた。

しかし、校内支援委員会に関しては、コロナウイルス感染症対策の影響もあって、令和3年度においては計画通りの開催はできず、上記の組織改編の効果は限定的なものとなった。結果として、本生徒に関しても支援教育対象の生徒となっていたものの、校内支援委員会において、支援担当者と生徒指導担当者が共同してアセスメントし支援プランを検討する話し合いが行われることはなかったものである。

8 リスクの高いいじめ事案に対する対応の問題点

(1) 特別支援対象の生徒のいじめ被害

この点については、前記第7の7で述べたとおりである。

支援教育の対象となっている生徒については、様々な形で対人関係上の困難さを抱えているため、いじめ被害を受ける可能性が高く、また、被害が深刻化するリスクも高い。

従って、入学当初からいじめを予防し、早期に発見し、しっかりとした、アセスメントに基づいて、早期の支援、指導につなげる意識が極めて重要であったものである。

本事案については、この意識が決定的に欠けていたと言わざるを得ない。

(2) 部活動におけるいじめ被害

前記第7の1のとおり、本事案においては、令和元年11月5日から2年の1月にかけて、本生徒の保護者（母）より[]部内のいじめについての被害申告が二度にわたって行われたが、本中学校が、いじめとして認知することはなく、いじめ対策委員会による、本生徒からの聴き取りを含む事実調査、加害生徒への指導、被害生徒への支援、再発防止の見守り等の本格的ないじめ対応が行なわれることはなかった。結果とし

て、令和2年1月に本生徒は[]を退部した。

一般的には、部活動におけるいじめについては、①顧問教員の目の届かない場所で行われることが多いこと、②顧問教員は部活指導への意識は高いが部員同士の間人間関係についての注意・配慮が弱くなりがちであること、③部活内において一人対多数の構造のいじめが生じやすいこと、④被害生徒自身も部活動に自らの「居場所」を求めているため、いじめがあっても関係から離脱しにくく、また、自尊心の低下からヘルプの声を上げにくい等の要因が認められる。かかる要因から、部活動のいじめには、発見されにくく、また、被害も深刻化しやすいという特徴が認められる。特に、解決に至らず、部活からの退部等を余儀なくされると、自尊心の低下、信頼感の喪失等の心理的ダメージも大きくなり、発達への影響も大きくなりがちである。

このような部活動におけるいじめ被害を防止するためには、部活動においては、いじめ防止に向けた予防的な指導や支援が必要であり、気になる部活内の出来事や人間関係への不安が認められた時には、早期対応、早期の指導・支援、継続的な見守りが重要になる。

この点において、保護者（母）からの被害申告に対して、いじめの認知を行わず、本格的ないじめ対応を行わなかった学校の対応は、余りにも危機意識に欠けた対応であった。

(3) SNS上のいじめ被害

前記第4の認定事実のとおり、本事案においては、本生徒自身がその存在を認識していたもの、認識していなかったものも含め、長期間にわたって、極めて多数回にわたるSNS上のいじめが行われている。

いうまでもなく、SNS上のいじめには、①親しい友人関係（たとえば、同一グループ等）の中で、極めて容易（安易）に、攻撃や無視、陰口、疎外等のいじめ関係が生まれる、②不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、短期間において被害が深刻なものになりやすい、③一人が発信した悪口や攻撃的なメッセージに他者が軽く応じたり賛同したりするために、ブレーキがかかりにくくエスカレートしやすい、④その結果として、一人対多数の関係、孤立状況が生まれやすく被害が深刻化しやすい、⑤写真や動画が簡単に送信できることによって、性的な映像が瞬時に広く回ってしまい、回復困難な被害につながりやすい、そして他方で、⑥SNS上のやりとりが基本的に大人の目の届かない場所で展開されるため、学校教員や保護者も気づきにくく、結果として継続しやすく、エスカレートしやすい等の特徴が認められる。

本事案は、これらのSNS上のいじめ被害の特徴が典型的に認められる事案であった。

かかるSNSによるいじめ被害を防止するためには、SNSの使用方法等についての予防教育が必要であると共に、①とにかく、小さなものであってもシグナルを発見した時には、直ちに、いじめ対策委員会による組織対応につなげ、②被害生徒からの詳細な聴き取り、③加害生徒らからの徹底した聴き取り調査、④書込みや画像等の確認と証拠保全を行った上での徹底した情報削除、⑤いじめの背景・原因、被害の深刻さ等についてのアセスメント、⑥加害生徒らへの徹底した指導（支援）、⑦被害生徒への支援、⑧再発防止の見守り体制、⑨被害・加害双方の保護者への説明と指導・支援・見守りについての協力要請等、⑩SC、SSW、スクールロイヤ一等の学校専門職の活用はもとより、対応困難事案については警察や法務局等の関係機関との連携等の対応を、確実に、行っていくことが求められるものである。

本事案においては、本中学校がSNS上のいじめの存在を発見できた出発点は、「1年時に発生した動画拡散のいじめ、LINEグループ内のいじめ」に関する申告であったが、この被害申告に対して、学校は「いじめ」認知すら行わず、上記のいじめ対応を全く行わなかった。

結果としてみると、この時に、SNSの使用方法等についてのいじめ予防教育を含め、しっかりとしたいじめ防止対応を行わなかったことが、生徒らの間において、SNS上のいじめを生みやすい友人関係や土壌を継続させ、主たるターゲットとなっていた本生徒の孤立感や無力感、ヘルプの声の上げにくさにつながり、同時に、本中学校のSNS上のいじめに対する危機意識の低さ、対応の甘さにつながっていった可能性が高いと思料される。

第8 再発防止に向けての提言

以上述べてきたとおり、本事案における本中学校の対応には様々な問題点が認められ、本章においては、これらの問題点や課題を踏まえ、以下のとおり再発防止に向けての提言を行う。

- 1 法が定める「いじめの認知」と「組織的ないじめ対応」の必要性に関する意識の徹底とその体制整備

前記第7のとおり、本事案においては、本生徒及び保護者（母）から

繰り返し、被害申告が行われていたにもかかわらず、「いじめ認知」は行われず、「いじめ対策委員会」は一度も開催されず、本格的な事実調査、被害者への支援、加害者への指導、再発防止の見守り等の「組織的ないじめ対応」が意識的・積極的に行われた形跡が全く認められない。

本中学校には、法及びいじめ防止基本方針が求める「いじめ認知」と「組織的ないじめ対応」の必要性についての基本的知識と意識、それを実施する体制が根本的に欠けていたと史料される。

何よりも、まず、かかる問題点についての意識改革と制度改革の取り組みが必要である。

(1) 法第2条に従った「いじめ（又はその疑い）の認知」の徹底

まず、法の定めるいじめの定義に従った「いじめ認知」を確実に行う必要がある、これを各学校、各教員において徹底する必要がある。

これは決して難しいことではない。たとえば、本中学校では生徒間の友人関係トラブルは、その多くが「問題行動」としてのみ把握・認知されていたものであるが、法2条のいじめの定義によると、生徒間の友人関係トラブルは、そのほとんど全てが「心理的・物理的に影響を与える行為」で、いずれか又は双方が「心身に苦痛を感じるもの」に該当することになる。従って、生徒間のトラブルは、暴力的なものであれ、心理的なものであれ、「問題行動」として生徒指導の対象とすると同時に、「いじめ」（又はその疑い）として認知し、いじめ対策委員会による組織対応により「いじめに対する措置」（事実調査・確認、アセスメントに基づく被害者支援、加害者指導、再発防止の見守り等）を実施する必要がある。

生徒間のトラブル・問題行動を認知した時には、その全てについて、「いじめ又はその疑いとして認知」し、いじめ対策委員会のコーディネーターに相談・報告し、「組織的ないじめ対応」につなげるという意識と対応を徹底することが重要である。

(2) いじめ対策委員会の体制整備

本中学校では、いじめ対策委員会は、組織としては存在していたものの、本事案が発生するまでは、全くと言ってよいほど開催されておらず、形骸化していたと言っても過言ではない。

とにかく、その状況を改善する必要がある、具体的には以下の取り組みが必要である。

- ① 担任等がいじめのシグナル（兆候）を発見した時や、いじめの被害申告等があった時の報告先（いじめ対策委員会の窓口・コーディネーター）を明確にし、その日時、内容を明確に記録すること。

- ② いじめ対策委員会の会議において協議・決定すべき事項を明確にし、コーディネーターはもとより、構成員全員がそれを認識していること。
- ③ 具体的には、会議においては、生徒への聴き取り等の事実調査の方法、いじめの事実（疑い事実）を踏まえた保護者への説明、その他の初期対応方法、アセスメントに基づいた被害生徒への支援方法、加害生徒への指導方法、その後の再発防止のための見守り方法等について協議・決定する必要がある。
- ④ いじめ対策委員会の会議の議事録を確実に作成し、協議し決定した事項、調査により認定した事実、アセスメントに基づく具体的な対応方針とその対応結果などを記録として残しておく必要がある。それらの議事録を、いじめ対策委員会のメンバーに共有することによって、有機的・組織的ないじめ対応が可能となる。また、アセスメントや指導・支援プラン等の見直し、役割分担等の校内体制の確認や見直し、保護者への説明や情報提供等を適切に行う上で議事録の存在は不可欠である。議事録の書式を作成しておくことも有用である。
- ⑤ 構成メンバーには、管理職、生徒指導担当者に加え、特別支援教育コーディネーター等の支援教育担当者、養護教諭等の教育相談担当者等も確実に加える必要がある。事実調査、アセスメントに基づいた加害者指導・被害者支援・再発防止の見守り等を適切に行うためには、様々な視点を持ち、指導・支援の両面において役割分担が可能なメンバー体制が必要である。

なお、文部科学省のいじめ防止基本方針においては、いじめ防止対策組織の構成員について、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるSC・SSW、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめ問題の解決に資することが期待されている。」と述べられている。門真市の体制として、その配置人数等から毎回の参加は難しいと思われるが、いじめ防止対策委員会の明確な構成員として、SC及びSSWを位置づける必要があると思われる。

(3) 定期的ないじめ対策委員会の積極的活用

いじめ対策委員会の会議には、大きく分けると、①いじめ事案発生時（シグナル発見時）に緊急的に開催される個別ケース会議と、②学校が全体として対応中の複数のいじめ事案についての進行管理や学校全体のいじめ防止の施策・取組について検討・見直しを定期

的に行うことを目的とする定期会議の2種類がある。

①の個別ケース会議が適切に開催される必要であることはいまでもないが、加えて、②の定期会議を積極的に活用することにより、いじめ対応の実効性を高めることが可能になるものと思われる。

たとえば、週に1回開催されている生徒指導会議や教育相談会議等に組み合わせて、定期的いじめ対策委員会を開催し、短時間であってもいじめ問題、特に、被害の防止・被害者支援の視点に焦点を当てた協議を行い、「いじめの認知漏れ事案がないか」、「対応中のいじめ事案については、指導・支援プランが適切に実行されているか」、「再発していないか」等について検討することには、いじめの防止と教職員のいじめ対応についてのスキルアップを図っていく上でも、大きな意義があると思われる。

(4) 各学校における、年一回（年度初め）に全教職員向けのいじめ対応研修の確実な実施

学校に在籍する多数の教員、しかも、多数の生徒の指導・支援に日々追われている教員に対し、法が定めるいじめ対応の順守を徹底することは必ずしも容易なことではない。毎年のように転勤等により生徒指導・支援のメンバーの入れ替わりも発生する。

このような学校環境を考えると、法が求める「いじめ認知」と「組織的ないじめ対応」の必要性を周知・徹底していくためには、各学校において、毎年一回、年度初めに、いじめ対応についての定例的な研修を実施する必要があると思われる。毎年、同じ内容でもよいので、法が求める「いじめ認知」「組織的ないじめ対応」の具体的方法・スキルについての実践的な研修を、確実に、繰り返し、実施することが必要である。

(5) 本教育委員会においても、管理職研修、生徒指導研修、教育相談研修、コーディネーター研修等の様々な研修の場を通じて、法が求める「いじめの認知」「いじめ対策委員会による組織対応」「いじめに対する措置」の必要性とその具体的方法・スキルについて、周知徹底を図っていく必要がある。

2 いじめの定期アンケートの効果的な活用

前記のとおり、1年～3年の学期毎に行われていた定期的いじめアンケートにおいても、いじめの存在を疑わせる記載を繰り返し行っている。これらのアンケート記載は、本生徒自身によるいじめの申告にあたり、本来、学校はいじめ（又はその疑い）として認知し、いじめ対策委員会にお

いて情報を共有し、少なくとも、本生徒から詳しい聴き取りを行った上で、本格的ないじめ対応につなげる必要があったが、本中学校で、かかる対応が全く行われていなかった。

このような事態を防止するためには、定期アンケート結果から、適切かつ確実にいじめの認知を行うことができる体制、いじめの認知漏れを防止できる体制を構築する必要がある。

具体的には、①アンケートへの生徒の回答・記載事項のチェックを担当に任せるのではなく、確実に、いじめ対策委員会において情報を共有し、複数の目で記載事項をチェックする、②生徒が特別な記載をしている場合には、SC、SSW等の専門職のチェックを受ける、③定期アンケートの実施後に速やかに教育相談の機会を設け、担任が定例アンケートの結果をもとに、個々の生徒の不安や困りごとの聴き取り取り組みの実施、④明らかないじめ訴えに該当する場合には、いじめ対策委員会における情報共有と協議を経たうえで、複数の教員によって生徒からの聴き取りを行い、その聴き取りの記録を確実に残す等の対応が必要である。

また、アンケート結果及びその後の聴き取り記録の保管についても、いじめ対策委員会の取組みとして、保存年限を決めて、学校として保管方法を決めておく必要がある。

3 生徒指導体制におけるチーム支援体制の確立

前記第7の6のとおり、本中学校においては、生徒指導体制においても、多数の問題行動等への対応に追われる中で、担任と生徒指導担当を中心とする対処療法的な指導が中心となっており、本生徒の問題行動や非行問題への対応においても、背景・原因にある心理・発達課題、環境的要因等についてのアセスメントに基づかない対処療法的な生徒指導が繰り返され、それが、本生徒に対するいじめ被害についての認識の不足（甘さ）と支援の視点の欠如につながったものと思われる。

近年、生徒らが抱える課題・問題が深刻化・多様化する中で、問題行動等に対して効果的な生徒指導・支援を行うためには、担任等の教職員による抱え込みを防ぎ、早期のチーム支援により、ケースのアセスメント力、プランニング力を高める必要性・重要性が指摘されている。

仮にすべての問題行動事案等についての本格的なチーム対応が困難であったとしても、①問題行動等が繰り返されている事案、②被害・加害を問わず特別支援対象の生徒が関係している事案、③衝動性の高い暴力や性暴力・性的問題行動等の重大な問題行動事案、④学校外の非行傾向がみられる事案、⑤自傷行為等のメンタル面の不安定さが認められる事案、⑥SN

S上での友人関係トラブルの存在が疑われる事案、⑦部活内の複数の生徒が絡んだトラブル事案等については、担任や部活顧問等のもとより、生徒指導担当においても、抱え込むことなく、直ちに、養護教諭、教育相談担当、支援教育担当、管理職等が参加したケース会議を開催し、チームによるアセスメント、プランニングを実施する必要があるものと思料される。

また、定期的にケース会議を開催することにより、担任教諭等が心配なケースを気軽に上げることができるチーム支援の場を設定しておくことも有用である。

また、前記のとおり、学校・教員によるアセスメント・プランニングをサポートする存在として、SCやSSW等の専門職が存在するので、その活用を積極的に行っていくことができる体制作りも重要である。

本教育委員会においても、アセスメント・プランニング力のアップのための研修、コーディネーターの養成、チーム支援体制のモデル提示など、チーム支援体制の構築に向けて、より積極的な支援を行うことが求められている。

4 特別支援教育と生徒指導の効果的な連携体制の構築

前記第7の7で述べたとおり、XXXXXXXXXX、その他支援対象となっている子どもについては、学習上の困難や対人関係上の困難さを抱えていることが多いため、いじめ問題に巻き込まれたることが多く、また、本生徒がそうであったように友人関係における孤立感からくるイライラや「居場所」探しのための問題行動・非行につながったり、また、不登校にもつながりやすい。

そのため、XXXXXXXXXXの友人関係トラブルについては常にいじめ被害のリスクを考慮した対応が必要であり、また、前記の文部科学省の通知が述べているとおり、生徒指導場面においても、ケース会議等を確実に開催し、生徒指導担当と支援教育担当、教育相談担当等の連携によって、アセスメントとプランニングに基づく指導・支援に確実につなげていく体制作りが必要である。

本教育委員会においても、XXXXXXXXXXのいじめ被害のリスクとその防止に向けたアセスメント・プランニングのスキルアップの研修等を積極的に実施する必要があると思われる。

5 ハイリスクのいじめ事案の防止と対応方法についての教職員研修の実施

前記第7の8のとおり、XXXXXXXXXX、「部活内のいじめ被害」、「SNS上のいじめ被害」等は、発見しにくく、エスカレートしやすく、被害が深刻化しやすい等の特徴が認められる、いわゆる

「ハイリスクのいじめ事案」にあたる。

これらのハイリスクのいじめ事案については、予防教育、早期発見、本格的な組織対応、進行中のいじめに対する危機管理対応、SC、SSW等の専門職との連携、徹底した事実調査、総合的なアセスメント・プランニングに基づく加害者指導・被害者支援・再発防止の見守り、必要に応じての機関連携、保護者への丁寧な説明（調査・指導・支援についての理解と協力）等が、特に求められることになる。

本教育委員会としては、これらのハイリスクのいじめ事案に焦点を当てて、その特徴的なリスクの理解と具体的な組織対応の手法や対応スキルについての教職員研修をしっかりと行う必要がある。

6 SC、SSW、スクールロイヤー等の専門職をより早期に活用できる体制の整備と積極的な活用

いじめ問題への対応、問題行動等に対する生徒指導、不登校に対する支援、障害を抱えた生徒への特別支援、保護者対応が困難化事案への対応など、学校が抱える様々な問題や課題に対して、適切かつ効果的な指導や支援、対応を行うためには、とにかく、担任等による抱え込みを防ぎ、より早期にチームによるアセスメント、プランニングを行うことができる校内チーム支援体制作りが必要であると共に、その校内チーム支援体制の一環として、SC、SSW、スクールロイヤー等の専門職に、より早期に相談できる体制、アセスメント・プランニングのサポートを受けることができる体制を整備する必要がある。

本事案においても、仮に、いじめの認知が行われず、いじめ対策委員会による組織的ないじめ対応につながっていかなくとも、本生徒の問題行動や非行等に対する生徒指導場面、本生徒からの被害申告場面、保護者対応が困難化している場面等において、いずれかの専門職に早期につながり、相談を通じ事案のアセスメントを共に行うことができているならば、問題の悪化を防止できた可能性がある。

この点、門真市においては、各中学校へのSCの配置は進んでいるが、カウンセリング中心の活動となっており、チーム支援体制の一員として、学校・教員のアセスメント・プランニングをサポートするという役割での活用は進んでいない。本教育委員会からも、SCの活用方法についてのモデル提示など、アセスメント・プランニングのサポーターとしての活用に向けて、より積極的な取り組みが必要である。

また、SSWについては、そもそも、門真市においては、その配置人数が極めて限られており、各学校がSSWを積極的に活用できる体制には全

くなっていない。SSWは、環境要因を中心に専門的なアセスメントを行う上で不可欠な存在であり、また、保護者との信頼関係作りや関係機関との連携においても中心的な役割を担う専門職である。本教育委員会として、学校のチーム支援体制の一翼を担う存在として、SSWの積極的な活用を可能とする体制を整備する必要があると思料される。

また、スクールロイヤーについても、大阪府教育庁所属のスクールロイヤーの活用が年々進んできているが、問題が複雑化しエスカレートする以前のより早いタイミングでの相談の必要性やこれまでの学校の対応や経緯等に関する情報をできる限り具体的に提供した上での法的意見を求める必要性の周知など、その効果的な活用に向けての体制整備が求められている。

7 サポートチーム等の外部専門家のチーム支援を受けることができる体制の整備

既に述べたとおり、いじめの事実調査、アセスメント、指導・支援方法のプランニング等において専門的な知識や判断を必要とする事案、保護者対応が困難化している事案など、学校が単独で解決することが困難な事案が多数発生している。

そのような事案においては、学校が気軽にケースを持ち込むことができ、弁護士、臨床心理士、社会福祉士、精神科医等の専門家によるチーム支援（助言・指導）を受けることができる第三者的支援チーム（サポートチーム）の存在は極めて有用である。

特に、上記で指摘したSC、SSW等の専門家の配置制度が不十分な段階においては、サポートチーム等の外部専門家のチーム支援を受けることができる体制を整えることが望ましい。

現時点においても、大阪府教育庁の緊急支援チームの派遣を受けることは可能であるが、門真市教育委員会内に、上記の専門職からなるサポートチームを設置することも有用である。

8 自殺リスクを示す症状・シグナルの理解と児童精神科医等の専門家に早期に相談できる体制の整備

一般論になるが、子どもの自殺リスクを示す症状やシグナルとしては、自傷行為や自殺念慮等の典型的な症状に加え、急激な不登校の出現、意欲や興味関心の急激な低下、うつ症状の発現、問題行動等の急激な発現や悪化、頭痛や腹痛、体重減少等の身体症状、不眠や食欲不振等の生活状態の変化など、様々な症状やシグナルが存在する。

少なくとも、生徒指導や特別支援教育に関わる教員、養護教諭等は、自殺リスクを示すこれらの症状やシグナルについて理解し、学校内外における子どもの心理的ダメージ（自尊感情の著しい低下、自信の喪失、不安の増大、不信感・孤立感の増大等）を受ける出来事や環境変化に伴い、これらの症状やシグナルが認められた場合には、直ちに管理職への報告を含め、チーム対応につなげ、SC等への専門職に相談をかけることが必要である。

また、教職員やSC、SSWなどが常日ごろから、気軽に相談できる、児童精神科医や精神的ケアに慣れた小児科専門医との連携体制を作ることが必要と考える。

この児童精神科医等に対する相談体制については、教職員等だけでなく、保護者についても気軽に相談できる体制の構築が必要であると思料する。

9 生徒向けの人権教育、いじめの予防教育の充実

基本方針においても述べられているとおり、各学校は、児童・生徒向けの実践的ないじめ防止教育を実施することが求められている。

具体的には、次の3つの視点からの児童・生徒向けの教育・研修が必要であると考えられる。

(1) 児童生徒が、いじめの問題を自分のこととして捉え、具体的にどのような行為がいじめにあたるのか、なぜ人をいじめてしまうのか、いじめられた人の気持ちはどのようなものか、いじめを防止するために何が必要なのか等の点について、主体的に考え議論することを通じて、いじめ問題に正面から向き合うことを目的とする、人権教育としての主体的ないじめ防止教育が必要である。また、年齢・発達段階に応じて、具体例を通じて、いじめが重大な人権侵害にあたり、関係者の心に大きな傷を残し、絶対に許されない行為であり、加害者が法的な責任を問われることがあること等についても明確に伝える教育も有用である。これらの実践的な人権教育については、スクールロイヤーの活用や弁護士会等との連携により、弁護士等の専門家の活用が有効である。

(2) 子どもたちのコミュニケーション方法として、SNS上のやりとりが一般的になってきている現状を踏まえ、SNS上のコミュニケーションの特性やリスク（容易に一人対多数の構図・関係が生まれやすい、短いメッセージであるため誤解が生じやすい、教師等の大人から見えにくい等）を伝え、SNS上のいじめを防止し、効果的に対処することができるようにするための教育・研修が不可欠である。小学校中学年以降、

その発達段階・利用状況に応じた実践的な研修が必要であると思われる。また、この研修・教育についても、専門家の活用が有効である。

(3) 自殺予防教育を通じて、PTSD（事故、事件、いじめ被害、災害後のケア等を含めて）、うつ状態や自殺念慮等のメンタルヘルス問題についての理解と対処方法等に関する精神保健教育も重要である。

教師自身による取組みも重要であるが、SC、SSW等に加え、医師、臨床心理士等の外部講師との連携も必要である。

以 上